

第3次うきは市人権教育・啓発基本計画



2026（令和8）年3月

うきは市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われており、2025年は同和対策審議会答申が1965（昭和40）年に出されて60年目の節目の年となります。同和問題の解決は、国の責務であり国民的課題であるとして、我が国においては基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する制度の整備や人権に係る多くの条約を批准・加入し、人権に関するさまざまな施策を講じてきました。

うきは市においてもこれまで、すべての市民の人権が守られるように人権行政に取り組んでまいりました。しかしながら今日においても、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する人権侵害が依然として存在するとともに、情報化社会が進む中でインターネットの普及に伴う人権侵害や、性的マイノリティの方々に対する人権侵害などの人権課題が深刻化しています。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりが、人権に関する基本的な知識を習得し、人権問題を他人事ではなく自らの課題として捉え、日常生活の中で人権を大切にす積極的な行動ができるようになること、そしてそれを広めていくことが重要です。

こうした人権啓発の必要性から、うきは市においても2005（平成17）年3月「うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、2019（平成31年）3月には「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」と改正を行い、市民にその趣旨が十分に浸透するよう啓発を推進しています。

今回、本市では2016（平成28）年3月に策定した「第2次うきは市人権教育・啓発基本計画」から10年が経過し、人権啓発をより一層推進する観点から、すべての取り組みを普遍的な人権の視点で再度見直し、新たな計画を策定しました。

今後は、この基本計画に基づき差別や偏見のない人間性豊かなまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を切にお願いする次第です。

2026（令和8）年3月

うきは市長 榎藤 英樹

目 次

第 1 章	基本計画改訂の趣旨	1
第 2 章	人権教育・啓発の現状と基本方針	
	1 人権教育と人権啓発の現状	3
	2 基本方針	4
第 3 章	分野別施策の推進	
	1 部落差別（同和問題）	5
	2 女性の人権問題	11
	3 こどもの人権問題	14
	4 高齢者の人権問題	19
	5 障がいのある人の人権問題	22
	6 外国人の人権問題	26
	7 感染症の患者等に対する人権問題	28
	8 ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する人権問題	30
	9 インターネットによる人権侵害に関する人権問題	32
	10 性的マイノリティの人々に対する人権問題	34
	11 さまざまな人権問題	36
第 4 章	基本計画の推進体制	37
参考資料	用語解説	
	※本文の中で（*）を付した言葉は、用語解説を掲載しています。	
	世界人権宣言	
	日本国憲法（抄）	
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	
	部落差別の解消の推進に関する法律	
	うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例	

第1章 基本計画改訂の趣旨

1 計画改訂の趣旨

うきは市では、2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」（*）という。）に基づき、さまざまな人権問題に関する人権教育・啓発の指針となる「うきは市人権教育・啓発基本計画」（以下「基本計画」という。）を（平成18）年3月に策定し、また2016（平成28）年度3月には「基本計画」の見直しを行った「第2次うきは市人権教育・啓発基本計画」を策定して、行政の責務として人権教育及び人権啓発に係る取り組みを行ってきました。

「第2次基本計画」策定から10年が経過し、新たな人権問題への対応や、この間の人権教育・啓発の成果と課題を踏まえ、今回見直しを行ったものです。

今後、市民・事業者・行政の連携協力のもと、「人権のまちづくり」を実現するため新たな「基本計画」に沿った「実施計画」を作成し、人権尊重のための意識の向上を図ります。

2 人権教育・啓発の経緯

（1）国連の動向

国際連合（以下「国連」という。（*））では国連憲章（*）を制定するとともに1948（昭和23）年には「世界人権宣言（*）」を採択しており、人権に関する基本的な考え方は国際社会において幅広く支持され、人々の間に定着しつつありますが、半世紀以上を経た今日においてもなお、すべての人の人権が保障されているとは言い難い状況にあります。

この間、国連は世界人権宣言の精神の実現に向けて、1965（昭和40）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下、「人種差別撤廃条約」という）（*）」、1966（昭和41）年「国際人権規約（*）」など、差別の解消を目的とした人権関連条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

世界各国では、国連が設定した1975（昭和50）年「国際婦人年（*）」、1979（昭和54）年「国際児童年」、1981（昭和56）年「国際障害者年（*）」、1993（平成5）年「世界の先住民の国際年」、1999（平成11）年「国際高齢者年」などの国際年（*）に取り組んできました。

また、ユネスコ（国際教育科学文化機関）においても、さまざまな人権侵害をなくし、民主主義と相互尊重に基づく平和文化を創造するために、1993（平成5）年「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画（*）」が採択されました。同年国連によりウィーンで世界人権会議が開催され「ウィーン宣言及び行動計画（*）」が採択されました。

そして、翌年1994（平成6）年、第49回国連総会は「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年（*）」とすることの決議とともに「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

さらに「人権教育のための国連10年」の終了を受け、引き続き世界的な枠組みで人権

教育に取り組む必要があることから、「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年から開始し、21世紀を真に「人権の世紀」とするための取り組みを推進しています。

同世界計画は、「人権教育のための国連10年」と異なり、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することになっており、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（2025（令和7）年～2029（令和11）年）が展開されています。

さらに、2015（平成27）年9月の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）（*）」が採択されました。これは、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、2016（平成28）年から2030（令和12）年までに達成すべき国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標・なりたい姿）と169のターゲット（具体的な達成基準）から構成されているものです。SDGsの内容は、どれも「共生社会の実現」を具現化するものであり、その根底には人権尊重の考え方があります。

（2）国の動向

世界的な人権尊重の流れの中で、国でも人権に関する諸制度の整備や諸条約の批准など、さまざまな施策が講じられました。1995（平成7）年には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年に国内行動計画が策定されました。その中には「国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施を通じて、人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期する。」と国の基本姿勢が示されており、人権施策の総合的推進が図られてきました。

また、「人権教育のための国連10年」の終了に伴って実施が決定された「人権教育のための世界計画」において、我が国は、これまでの5つのフェーズいずれにおいても決議案の共同提案国となっています。

しかしながら、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどによる差別や人権侵害が存在しています。

また、国際化、情報化、高齢化、少子化などの社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題も生じており、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、人権教育・啓発がますます重要になると考えられます。

このような中、2000（平成12）年には「人権教育・啓発推進法」が制定されました。その中には国、地方公共団体はこの基本理念にのっとり、人権教育、人権啓発の推進に関する施策を策定し、実施する責務があるとされています。また、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と定められています。

その後、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が、また人権に関わる法律として、同年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という（*）」、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012（平成24）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」（*）という）が施行、2013（平成25）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」（*）という）」が成立し、2016（平成28）年から施行されました。

さらに、2016（平成28）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に

向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という）（*）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という）（*）」が施行され、2016（平成 28）年に施行された人権に関するこれら 3 つの法律は通称「人権 3 法」と呼ばれるなど、人権課題の解決に向けた法整備が進められています。

（3）福岡県の動向

福岡県においては、さまざまな人権課題を解決するために積極的な取り組みが進められてきました。

1998（平成 10）年には、国の「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を踏まえ、「人権教育のための国連 10 年福岡県行動計画」を策定しました。

2004（平成 16）年に県行動計画が終了することから、その趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために、2003（平成 15）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。この指針に基づき、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校や地域、家庭、職場などさまざまな場面を通じた人権教育・啓発を推進されてきました。

2017（平成 29）年には、「福岡県総合計画」を新たに策定し、人権が尊重され、誰もが心豊かに暮らすことができる社会づくりを目指して、さまざまな施策を推進しています。

2018（平成 30）年には、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネット上の人権侵害など新たな人権問題の顕在化や、国の法整備など、人権を取り巻く社会状況の変化してきたことから、「福岡県人権教育・啓発基本指針」の改定が行われています。

また、「部落差別解消推進法」が 2016（平成 28）年に施行されたことを受け、1995（平成 7）年に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を 2019（平成 31）年 3 月に施行しました。これらの新たな指針や条例に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない心豊かな社会の実現を目指しています。

学校教育の分野では、同和教育副読本『かがやき』を活用した取り組みなどを体系化した「福岡県人権教育推進プラン～学校教育における人権教育～」が 2009（平成 21）年に策定され、また、2011（平成 23）年には人権教育を深めるために人権教育学習教材集『あおぞら』が発行されました。さらに、近年顕在化している課題も含めた、個別的人権課題に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するための『あおぞら 2』を 2018（平成 30）年に作成しています。

第 2 章 人権教育・啓発の現状と基本方針

1 人権教育と人権啓発の現状

人権教育・人権啓発については、「人権教育・啓発推進法」の第 2 条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人

権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育は除く。）をいう。」と定義され、また、第3条では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」と基本理念が述べられています。

本市は、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権に係る国際諸条約などの理念を具現化するため、人権教育・啓発を本市の総合計画に位置づけ「人権のまちづくり」の実現に向け施策を推進しています。

学校教育においては、「いのち」を大切にし、自他の人権を尊重する「お互いの個性を認め合う心」や、「人の痛みがわかり、人の気持ちが理解でき、行動できるように、人と人との豊かな人間性を育成すること」を目標に実践し、成果をあげています。

また、社会教育・生涯学習の観点から、人権を尊重し差別のない社会を形成していくために、教育の重要性を基調として、人が人としての倫理観を体得し、差別のない人権のまちづくりを目標に、各学校や地域での出前講座や研修会などを開催し、市民が人権問題について学習する機会の提供や人権についての識見をもつ指導者の養成に努めています。

これまでの人権教育については、部落差別（同和問題）・障がい者問題・こども問題・女性問題・高齢者問題などを中心に家庭、学校、地域、企業・職場で取り組んできました。

しかし、私たちの身の回りには、未だにさまざまな偏見や人権侵害が残っているだけでなく、国際化、情報化、高齢化、少子化などの進展に伴い、生命・身体の安全に関する問題である児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者などからの暴力、さらにはインターネットによる人権侵害、性的マイノリティの問題など、さまざまな人権問題が生じています。

このような現代社会の中において、人権が尊重される心豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりがさまざまな人権問題を自分の問題として捉え、人権尊重の重要性を再確認し、問題解決のため自ら判断し、自分以外の人の人権をも大切にする行動がとれるようになること、そしてそれを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。

そのため、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識を体得し、日常生活の中で、人権尊重の主体的な行動へと結びついていくように、同和問題啓発強調月間（*）（7月）での街頭啓発活動や同和問題啓発強調月間講演会、人権週間（*）（12月4日～10日）における街頭啓発活動や人権フェスティバル、さらには人権セミナーなどを実施し、「うきは市人権・同和教育研究協議会」などの関係団体と連携して教育・啓発を行っています。

2 基本方針

基本計画では、これまで実施してきた内容を評価検討し、憲法第14条の理念を実現するため、部落差別（同和問題）をはじめとするすべての人権問題を解決する行動に向け、「人権教育・啓発推進法」に定められた基本理念をすべての市民が自己実現できるよう、今後の人権教育・啓発方針を以下のとおりとします。

（1）部落差別（同和問題）をはじめとするすべての人権問題を解決する教育・啓発

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度のも

と、経済的、社会的、文化的に厳しい状況におかれ、今もなお、日常生活の中で基本的人権を侵害されるなど、我が国固有の人権問題であるとともに、最も深刻にして重大な社会問題です。

また、それぞれの人権問題には独自の歴史と課題が存在すると同時に、さまざまな人権問題がかかわりあって新たな差別を生み出しています。

これらのさまざまな人権問題は共通の課題を持っており、この共通の課題を解決することがすべての人権問題解決の道筋であると考えています。

したがって、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題の共通課題（*）を解決するという視点に立って基本計画を策定し、その施策を推進します。

（２）すべての人が共存できる人権尊重社会実現のための教育・啓発

すべての市民が、人権問題を自らの課題として受け止めて主体的に学び、行動し、あらゆる場面に活かすことができるよう、人権意識の高揚に取り組みます。

また、お互いの違いや異なる考え方、生き方を尊重し、認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会を実現するための人権教育・啓発を推進します。これらの人権教育・啓発は市民の理解と共感を得ながら進めていきます。

（３）人権を侵すと考えられる制度や風習を改める教育・啓発

私たちは、昔からの制度や風習の中で生活しています。制度や風習は伝統・文化として大切にする必要がありますが、中には人権を侵害すると考えられるものもあります。そのような制度や風習を見直すための人権教育・啓発とします。

第 3 章 分野別施策の推進

1 部落差別（同和問題）

（１）現状と課題

ア 情勢

1965（昭和 40）年に、人種差別撤廃条約が国連総会で採択され、同年、我が国において同和对策審議会が、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申を出しました。その後、1969（昭和 44）年に、「同和对策事業特別措置法（*）」が 10 年間の時限立法で成立し、以後、二度にわたる法の改正を経て、同和问题解決の関係施策を推進してきました。

2016（平成 28）年に「部落差別解消推進法」を施行し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力

義務を定め、国が部落差別の実態調査を行うことを規定しました。

福岡県では、県独自の施策として 1981（昭和 56）年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会など市町村と一体となって各種啓発事業を実施してきました。1995（平成7）年には、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めてきました。

しかしながら、従来からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書き込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。こうしたことから、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、2019（平成 31）年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

県民意識調査の結果では、部落差別意識は徐々に解消に向けて進んでいますが、「部落差別（同和問題）に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、第1位は「結婚問題で周囲が反対」59.8%、次いで「就職の際又は職場において不当な扱いを受ける」、「身元調査をする」が続いています。また、依然として同和問題について無関心・無理解層が存在しており、同和問題を解決するための方策について「そっとしておけば自然になくなる」といった、いわゆる「寝た子を起こすな」論も根強く見られます。このほかにも、同和問題の解決に逆行する「えせ同和行為（*）」など、今後も取り組まなければならない課題を抱えています。

心理的差別を解消するには、行政の責務はもとより、市民一人ひとりが主体的に重要な人権課題である部落差別（同和問題）の解消に向けて取り組む必要があります。

イ うきは市の取り組み

本市は、旧浮羽町と旧吉井町が 2005（平成 17）年3月20日に合併し、2006（平成 18）年3月には、これからの人権教育・啓発の指針となる「うきは市人権教育・啓発基本計画」を、2016（平成 28 年）3月にはその見直しを行った「第2次うきは市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

本市では、この「基本計画」に基づき、さまざまな教育・啓発活動を行っています。具体的には同和問題啓発強調月間や人権週間における街頭啓発や講演会、広報誌への啓発記事の掲載のほか、市民一人ひとりの同和問題の正しい認識を深めるために「人権セミナー」や「出前講座」などを実施しています。

市職員が細かく地域に出向いていく「地域人権学習会」については、新型コロナウイルス感染症（*）の影響により開催を見合わせていましたが、地区自治協議会の協力のもと、開催に取り組んでいるところです。

人権啓発リーダーの養成について、地域においては「うきは市人権教育・啓発推進委員」を各行政区に配置し、毎年研修会を開催しています。市の施策の実施者である行政職員については、各課から選出された「人権・同和教育啓発推進委員」を対象に、年間をとおして7～8回の連続した勉強会を開催し、勉強会終了後は、受講した職員が各職場での研修を実施しています。また、全職員を対象とした研修会も開催しています。

「社会教育集会所」（以下「集会所」という）学習では、集会所が建てられた意義や果

たす役割、差別をなくすために行政、学校、地域が連携して取り組んでいます。集会所学習は、小・中学生だけでなく、教職員や行政職員などの大人にとっても「部落差別（同和問題）」に対する「確かな出会いの場」となっています。

ウ 課題

2025（令和7）年で「同和対策審議会答申（以下、「同対審答申」（*）という）」から60年が経過します。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であることから、国・県や市では同和問題の解決に向けたさまざまな取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、今なお、県外だけでなく県内でも部落差別に関わる差別落書き、結婚や男女交際に関する身元調査事件、同和地区やその情報を問い合わせる「同和地区問い合わせ事件」、インターネットの差別書き込みなどが報告されており、依然として差別事象が発生しているのも事実です。

本市が2024（令和6）年に実施した「うきは市人権・同和問題市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、以下のような結果が出ています。

○「部落差別についてはじめて知った時期はいつ頃か」の問いに対して

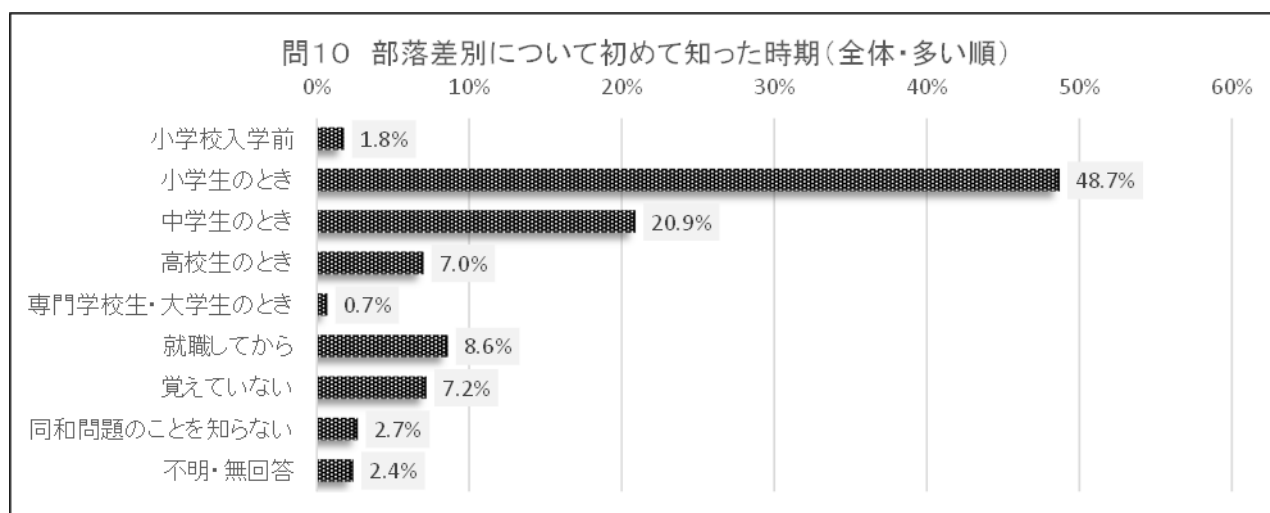
「小学校入学前」（1.8%）

「小学生のとき」（48.7%）

「中学生のとき」（20.9%）

と義務教育終了までに71.4%の人がその存在を知っており、特に小学生のときにその存在を知ったという割合が高い。

図1 部落差別の認知時期



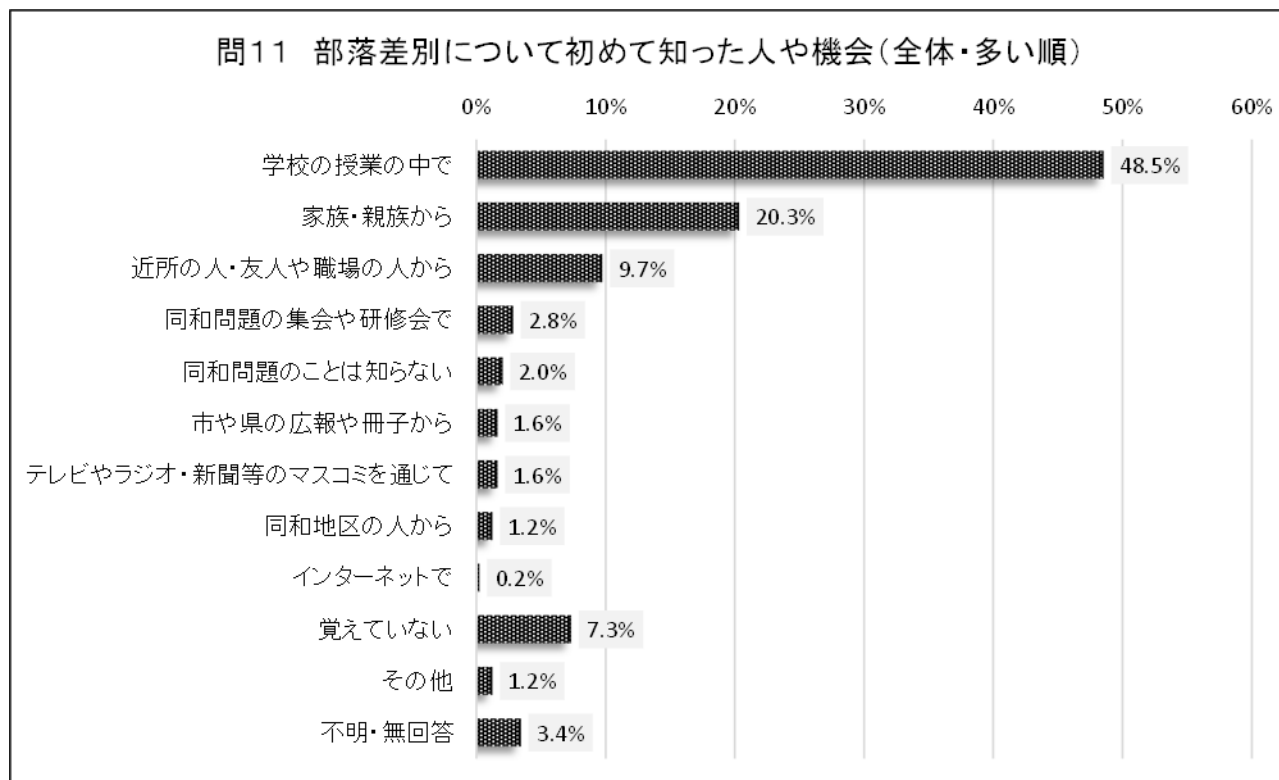
○「部落差別を初めて知った要因（誰から・何から）」の問いに対して

「学校教育の授業」（48.5%）

「家族、親族、近所の人、友人、職場の人」（30.0%）

が特に高く、50代以下の年齢層では「学校教育の授業」が約7割となっている。

図2 部落差別の認知過程



- 「部落差別(同和問題)を解決するための方法について」という問いに対して
 - 「学校教育で、部落差別(同和問題)に関する正しい知識を教える」(66.9%)と約7割が学校における人権教育・啓発を重要と捉えており、一方で
 - 「何もしないでそっとしておくほうがよい」(14.2%)となっている。
- 「同和地区(被差別部落)の人との結婚問題」に対して
 - 「同和地区の人であるかないかに関係なく、子どもの意思を尊重する」(47.6%)
 - 「自分としてはややこだわりがあるが、子どもの意思を尊重する」(23.6%)
 - 「自分としては反対だが、子どもの意思が強ければ仕方がない」(9.6%)
 - 「自分としては反対しないが、家族や親戚の反対があれば認めない」(1.6%)
 - 「自分は反対であり、認めない」(2.0%)
- 「同和問題に関するあなたの考え方について最も近いものは」という問いに対して
 - 「同和問題解決のため積極的に努力したい」(8.1%)
 - 「自分は差別しないようにしたい」(72.1%)
 - 「個人ではどうしようもない問題であるので成り行きに任せる」(13.0%)
 - 「自分とは直接関係のない問題である」(4.1%)
- 「市が主催する啓発行事のうち一度でも参加したことがあるもの」という問いに対して
 - 「7月の同和問題啓発強調月間講演会」(11.8%)
 - 「12月の人権フェスティバル」(13.0%)
 - 「人権セミナー」(15.8%)
 - 「地域での出前講座」(4.5%)

「いずれも参加したことがない」(45.8%)

「開催されていることを知らない」(15.9%)

若い年齢層ほど「いずれも参加したことがない」や「開催されていることを知らない」が高く、人権問題に対する関心度でも、29歳以下で人権問題に対する関心が低い。

このことから、以下のことが課題です。

- およそ7割の人が小・中学校の義務教育の時期に、学校の授業又は家族や親族など身近な人から同和問題の知識を得ている。身近な人から聞くうわさや憶測などは、その知識が必ずしも正しい事実に基づくものではない可能性があることを考えると、学校教育の中で正しい事実に基づいた学びを行うことが重要
- 人権問題に関する法律や条例の認知度が低いことに関する啓発
- 同和地区の人との結婚問題に対しては、無条件に「子どもの意思を尊重する」割合は5割弱程度であり、およそ半数の方が何かしらのこだわりを持っていること
- 年齢が高くなるほど、部落差別に対する偏見やこだわりが強い現状に対応するための、高年齢層に対する教育・啓発の推進
- 部落差別を解決するために、他人事ではなく自分事として考え、積極的に行動できるようになるための啓発の在り方や内容の検討
- 市が主催する啓発行事にいずれも参加したことがない市民への参加の促進及び開催されていることを知らない市民への周知・啓発
- 学校の授業で人権・同和教育を受けてから時間が経っていない若い年齢層で人権問題に対する関心がやや低い結果であったことに対応するための、学校教育における人権・同和教育の在り方や若い年齢層に対する対策
- 団塊世代の退職により増加している若年層の行政職員、教職員に対する意識向上のための研修の推進

(2) 施策の基本方針

今後の推進にあたっては、これまでの人権・同和教育、啓発の成果と反省を踏まえ、引き続き諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

今後の施策として以下のとおり推進します。

<部落差別（同和問題）に係る基本方針>

- 差別を他人事ではなく自分事としてとらえ、差別解消に向けて積極的に行動できるようになるための啓発活動の充実
- 家庭・学校・地域・行政の連携推進
- 人権教育・啓発に関する研修事業の効果的運営
- 部落差別（同和問題）に対する科学的認識（歴史認識・現実認識・実態認識・法規認識）をふまえた、真に差別をなくす意志と実践力を持つ人材の育成

(3) 具体的な施策

ア 家庭や地域における教育

- (ア) 生涯学習の視点に立った、こどもから高齢者にいたる幅広い層を対象にした人権・同和問題に関する多様な学習機会の提供
- (イ) 自治協議会などと連携した人権学習の実施、差別を自分事として捉え差別をなくす行動を自ら起こせるよう、各種研修会などを通じた地域の指導者の育成
- (ウ) 感性や態度、差別をなくす行動につながるような学習内容及び方法の工夫・改善
- (エ) こどもたちの発達段階に応じた効果的な人権教育の推進
- (オ) 保護者に対する地域の実情に応じた研修会の実施及び情報の提供

イ 学校教育

- (ア) さまざまな人権問題の共通点を踏まえて、自ら行動できる人権・同和教育の推進
- (イ) 教職員研修の充実とリアリティのある学び（現地に学ぶ、当事者に学ぶ、事象・事件に学ぶ、体験的に学ぶ）の実施
- (ウ) 教育活動を通じた計画的・効果的な人権・同和教育の推進
- (エ) 体験活動や各種副読本などを活用した、豊かな人権感覚の育成支援の推進
- (オ) 人権尊重の視点に立った学校づくりと、家庭や地域と連携した啓発活動の推進
- (カ) 指導内容と指導方法などの工夫改善の推進
- (キ) こどもの個々の能力や適性の伸長を図るための、学力（生きる力）・進路保障の推進

ウ 啓発

- (ア) 市民に対する啓発活動の充実
 - ① 市民意識調査の結果を踏まえ、市民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別は他人事ではなく自分事としてとらえ、差別の解消に向けて積極的に行動できるようになるような啓発内容や手法の創意・工夫
 - ② 自由な意見交換ができる啓発事業などの推進
 - ③ 「人権教育・啓発推進法」をはじめ、「同対審答申」、「地域改善対策協議会意見具申（地対協意見具申）（*）」などの国の施策方針や、「うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」など、うきは市の施策方針について、周知徹底を図るための啓発活動の推進
- (イ) 地域における啓発研修の支援
 - ① 自治協議会における学習講座開催の推進
 - ② 講師あっせん事業の充実
 - ③ 自治協議会やそれぞれの地域で自発的な啓発活動ができるような地域人材の育成と活用
 - ④ 学校、行政関係職員の資質向上に向けた学習などの推進
 - ⑤ 家庭や地域と連携した啓発活動の推進

(ウ) 企業における啓発の推進

- ①事業者や事業者団体に対する情報提供や啓発指導の推進
- ②企業内啓発に関する研修会開催などに向けた支援の充実
- ③公正な採用が行われるよう職業安定所との連携の強化
- ④公正採用選考人権啓発推進員（*）が未配置な企業に対する啓発推進

(エ) えせ同和行為の排除

- ①関係機関と連携を通じた「えせ同和行為」の排除に向けた啓発活動の推進
- ②市民が「えせ同和行為」に適切に対応できるための研修会・講演会の実施

2 女性の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」として定め、同年、初めての世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」が開催されるなど、婦人の地位を高め、男女差別撤廃をめざす運動が行われました。その後、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）（*）」、1993（平成5）年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、現在の男女共同参画社会（*）の形成に向けた動きへとつながってきました。

我が国においては、1994（平成6）年に男女共同参画推進本部が設置され、1996（平成8）年には「男女共同参画2000年プラン（*）」が策定されました。

1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法（*）」が制定され、2000（平成12）年には、この基本法の法定計画として「男女共同参画基本計画（*）」が策定されました。

また、「配偶者暴力防止法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（以下、「男女雇用機会均等法」という）（*）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（*）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）（*）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

福岡県では、2001（平成13）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、翌年に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。2021（令和3）年には、「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざしています。

県民意識調査においては、「日本社会で女性の人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、第1位は「職場における差別待遇（採用・昇格・仕事内容・賃金等）」50.7%、「男女の固定的役割分担意識や行動（「男は仕事、女は家事・育児」など）」と続いており、男女平等の実現に向けた取組は十分に進んでいないことが分かりました。女性の就業者が増加するなど女性の参画が進んでいる分野がある一方で、「社会のあらゆる分野において、2020（令和2）年までに、指導的地位に女性が占める割合を少

なくとも 30%」とする政府の目標は達成できず、「2020 年代の可能な限り早期に 30%となるようめざして取組を進める」と目標期限が先送りされるなど、多くの課題が残されています。

私たちの意識の中には、「男は仕事、女は家庭」、「女性は管理職には向いていない」などの社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」という固定観念が気付かないうちに働き、多様な人生の選択を妨げる原因となっています。

また、配偶者や交際相手からの暴力やストーカー行為、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント(*)などの行為により、人権が侵害されている実態があります。2024(令和6)年3月に内閣府男女共同参画局がまとめた「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、結婚したことがある女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けていることが明らかになりました。また、女性だけでなく、男性や性的少数者(*)など多様なDV被害者への適切な支援が必要です。

交際中の若い男女間で起こっているデートDV(*)も深刻な問題であり、男女平等意識を育み、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育や学習の果たす役割が非常に重要となっています。学校・園においては、男女共同参画の視点に立った教育を進めるとともに、家庭においても、こどもの自立と個性を伸ばす養育ができるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

さらに近年では、セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント(*))も顕在化しています。

イ うきは市の取り組み

本市では、2006(平成18)年6月「うきは市男女共同参画推進条例」を制定し、2007(平成19)年3月に「うきは市男女共同参画基本計画」を、2016(平成28)年3月にはその計画を見直した「第2次うきは市男女共同参画基本計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

性別による固定的役割分担意識をなくし、互いの人権を尊重して男女共同参画社会を進める意識づくりを促進するため、研修会・講演会の開催やDV防止啓発チラシの配布などを行い、男女共同参画の推進に努めてきました。

また、市の政策・方針決定への女性の参画推進に向けて、各種審議会・委員会への女性委員の登用率目標を明確にし、女性委員数の状況確認や条例、規則の改正などを各課に周知するなど、家庭だけでなく、男女がともに活躍できる就労環境の実現などの目標達成に向け取り組んできました。

ウ 課題

本市では、これまで女性問題の解決に向けたさまざまな取り組みを積極的に推進してきました。しかし、私たちのまわりには、依然として性別によって固定化された役割分担意識に縛られ、社会の制度や風習・慣行などが女性や男性の生き方の自由な選択に影響を及ぼしている現状が根強く残っています。

少子化や高齢化社会、急速な核家族化の進展、就労形態の変化、社会の国際化、経済

状況の大きな変化など多様化する社会的な課題に対応するために、また、市民一人ひとりがいきいきと輝き自分らしく暮らせるまちになるためにも、男女が共に社会の責任を担う男女共同参画社会の推進が必要です。

「市民意識調査」によると

- 「女性の人権に関することで、問題と思うものは何か（複数回答）」の問いに対して
『男は仕事、女は家事や育児』といった男女の役割分担意識（49.5%）
『職場において給与や昇進等で格差があること』（47.2%）
『職場などにおける性的いやがらせ（セクハラ）など』（45.4%）
『ドメスティック・バイオレンス（DV）（*）やストーカー問題』（44.2%）

以上のように、性別による固定的役割分担意識や職場における男女格差の他、セクハラやDVを問題だと思える人が約半数を占めています。男女共同参画社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（*））の実現、個人の意識改革が重要な課題といえます。

また、女性の社会進出を支援する制度の確立や、雇用に関して性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用の実現を促すとともに、再就職支援を含めた女性のキャリア形成の支援にも取り組んでいく必要があります。

（２）施策の基本方針

本市では、「うきは市男女共同参画基本計画」を策定し、性別や年齢にとらわれず、一人ひとりが互いに認め合い、人権を尊重し合いながら、自らの意思でさまざまな生き方ができ、その個性や能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の推進に向けて、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女共同参画推進施策を重要施策として位置づけ、今後の施策として次のとおり推進します。

＜女性の人権問題に係る基本方針＞

- 男女共同参画社会を推進する意識づくり
- 男女がともに活躍できる環境づくり
- 男女がともに参画し支えあうまちづくり
- 誰もが安心して暮らせる社会づくり

（３）具体的な施策

ア 家庭

- （ア）家庭における固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った家庭環境づくり
- （イ）家族間のライフスタイルに応じた家事・家庭・育児の推進

イ 地域

- （ア）地域における男女間の固定的な役割分担意識を解消し、誰もが地域活動に参画して意見が反映できる環境づくり

(イ) 男女共同参画に取り組む活動団体の育成と活動支援

ウ 職場

(ア) 男女がともにワーク・ライフ・バランスが実現できる働きやすい環境づくり

(イ) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント(*)などの防止に向けた啓発及び相談窓口などの設置の促進

エ 学校教育

(ア) 小・中学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(イ) 男女の性差や命の大切さについての教育の充実

(ウ) 教職員や保護者に対する男女共同参画の意識向上につながるための啓発

オ 行政組織の充実

(ア) 行政職員における男女共同参画に関する意識啓発の推進

(イ) 女性職員の役職登用に向けた積極的推進

(ウ) 審議会委員などへの女性の積極的登用

カ 男女間の暴力の防止

(ア) 暴力を許さない意識づくりのための教育と啓発

(イ) 被害者の安全確保のための早期相談の促進と相談体制の充実

3 こどもの人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

国連は、世界中で起きている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されているなどの問題から、1979（昭和 54）年に「国際児童年」を制定しました。また、1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約(*)」を定め、こどもの権利を守ることを努力義務としました。

我が国では、日本国憲法の精神に則り、1947（昭和 22）年に「児童福祉法(*)」を、1951（昭和 26）年には、「児童憲章(*)」を制定し、こどもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。1994（平成 6）年には「児童の権利に関する条約」を批准し、こどもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、1998（平成 10）年に児童福祉法を改正、1999（平成 11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定、2000（平成 12）年には被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律(*)」、2013（平成 25）年には、「いじめ防止対策推進法」を制定し、さらに 2017（平成 29）年には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど、関係法令を整備してきました。

2016（平成28）年に改正された「児童福祉法」では、こどもが権利の主体であり、意見が尊重され、最善の利益が優先されることなどが規定され、それまで「保護の客体」とされていたこどもが「権利の主体」であることが明確化されました。

さらに、このこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として2023（令和5）年4月に「こども基本法」が施行されました。

福岡県では、1992（平成4）年に「福岡県青少年健全育成総合計画（*）」を策定し、社会状況の変化などを踏まえた改定を行い、青少年の健全育成に総合的に取り組んでいます。また、2007（平成19）年には、福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察などの関係機関と連携しながら、児童虐待防止施策を推進しています。

2014（平成26）年には、「福岡県いじめ防止基本方針」を制定し、いじめ問題の解決に向けた取組を推進しています。

こどもの人権尊重の動きが進む一方で、少子化や家族規模の縮小など社会情勢の変化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下、家族関係の希薄化など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、虐待、いじめ、体罰、ヤングケアラー（*）などこどもの人権侵害が深刻化しています。こどもが被害者となる事件や自殺が社会問題化し、SNSを介したいじめ、性的犯罪の被害などの問題も起きています。

県民意識調査の結果においては、「子どもの人権課題に関することがらで、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「親が子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する」が74.1%で最も多く、「子ども同士でいじめをしたり、させたりする」、「周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」といじめ問題に関することが続いています。

家庭においては、核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加、地域の子育て機能の低下などにより、こどもを養育・教育する保護者の負担が大きくなっている状況があります。保護者が孤立することで、育児負担や育児ストレスが増大し、児童虐待の増加につながることもあります。また、本来大人が担うべき家事や介護などを日常的に行っているヤングケアラーに対する実態把握と支援施策のほか、児童虐待や学校におけるいじめ、不登校などの問題が深刻化する前に、学校、地域、家庭などが連携し、早期発見・対応を図ることが求められています。

こどもは心と体の健康が守られる権利を持っており、スポーツの面においても過度なトレーニングや体罰などにより健康が害されるようなことがあってはいけません。年齢や成長にあった指導方法を模索して、スポーツがこどもたちの成長にとって安全な場となるよう、社会全体での取り組みも重要となっています。

イ うきは市の取り組み

国のこどもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、晩婚化や未婚化などを背景とした少子化が進行しています。一方で、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増加しているほか、若年層が安心して結婚や育児ができる社会経済的な基盤を整えることも重要になってきています。さらには、社会構造の変化がもたらす親

の過保護、放任や人間関係の希薄化などを要因とした児童虐待やヤングケアラーといったこどもの権利を侵害する課題にも対応していく必要があります。

このような社会の状況から、こどもたちは物質的な豊かさを享受する一方で、生活体験や自然体験が少なくなり、社会性の欠如・自立の遅れが見受けられ、生命や人権を尊重する心、規範意識、社会性、共生の心など、「心の豊かさ」を育む教育が十分に行われていない状況・環境にあります。

本市では、これまでのこども・子育て支援に関する取組の成果を踏まえつつ、「こども基本法」や「こども大綱」に基づくこども・若者などへの支援を総合的、計画的に推進するため、「うきは市子ども・子育て会議」を設置し、各種施策を分析・評価するとともに、ニーズ調査やこどもワークショップ「みらいトーク」を実施することにより把握した利用希望などを踏まえて審議を行い、令和7年度から「うきは市こども計画」を策定し、取り組みを推進しています。

「こども基本法」では、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参加する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何がもっともよいかを優先して考慮されることを基本理念としています。

本市でも、こども施策を策定して実施・評価を行うにあたって、こども・若者や子育ての当事者の方々の意見を反映させることが必要であり、こども自身の好みや特性に応じて、方法を自ら選択できるように準備することも重要です。そのような課題に対応するため、こども自身の考えを表現できる場や仕掛けをデザインし、こどもから教えてもらおうという姿勢で意見を聞く取り組みに努めています。

また、学校、家庭、地域が連携を図りながら基本的な生活習慣の定着及び物事の是非や善悪の判断などといった規範意識をしっかりと身につけさせる人権教育と道徳教育の充実を図ってきたところです。

不登校やひきこもりの児童・生徒については、総合福祉センターに相談支援専門員を配置して相談や訪問支援を行い、当事者や家族からの相談を受けたり、就学や就労の支援、居場所づくり、毎月の家族会の開催支援などを行っています。

令和6年度からは、要保護児童などの支援対応のため、母子保健と児童福祉が一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するため、こども家庭センター「うきはあと」を設置し、関係機関と情報・支援方針などについて共有を図りながら早期発見・早期対応につながるよう相談支援を実施しています。

小・中学校においては子育てネットワーク会議を開催し、いじめの実態把握、早期発見、早期対応に組織的に取り組みを行っています。これら児童・生徒指導上の諸問題の解消に向けては、対症療法的な手法でなく、問題行動の本質を把握し適切な指導ができる指導体制の確立に努めています。

社会教育においては、「うきは市民大学」の子ども未来学部のほか、各地区の自治協議会や行政区の子ども会などにおいて、郷土を愛し、心豊かでたくましく生きる力を持った子どもの育成を目的に、さまざまな体験事業を通じて、社会性の育成や豊かな人間性の形成、自尊感情の向上を図っています。

ウ 課題

近年、出生率の減少による少子化や核家族化、ひとり親世帯の増加により、家庭や地域における子育て機能の低下や、地域とのつながりの希薄化といった問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、家庭・学校・地域・関係機関との緊密な連携が求められています。また、学校における人権・同和教育の成果は、児童・生徒の教育にあたる教職員に負うところも大きく、教職員はその職責を自覚し、人権・同和教育への感性を磨き、認識及び実践的指導力を高め、豊かな人権感覚を備えることが必要です。

そのため、校長・教頭及び教職員を対象にした研修会を通して、教職員の人権・同和教育に対する認識を高めるとともに、児童・生徒に対する指導の充実を図らなければなりません。小・中学校における人権・同和教育の成果が、高等学校・大学における人権・同和教育の深化・充実に結びつくように、「うきは市人権・同和教育研究協議会」などの活動を通して、広く地域・家庭との連携を深めることが大切です。

社会教育においては「子どもは社会全体で育むものである」ことを認識し、指導方法や学習内容の検討と、地域の実態を踏まえたうえで、さまざまな人的資源、社会資源を活かした教育活動が必要です。

また、子ども・若者の権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることや、子どもや若者が意見を言える機会をつくり、意見を施策に反映させるように努めることも大事です。

「市民意識調査」によると

○「子どもの人権に関することで、問題であると思うものは何か（複数回答）」の問いに対して

「いじめや無視、いやがらせを受けること」(79.8%)

「保護者など家庭で育児放棄や虐待を受けること」(77.9%)

「親の経済的な理由で部活や進学をあきらめてしまうこと」(55.7%)

「学校等で体罰や不適切な言動を受けること」(50.6%)

およそ8割の人がいじめや育児放棄、虐待などの問題を重要視しており、家庭・保育(園)・幼稚園・学校・地域などが連携して子どもの人権を守り、将来を担う子どもが、夢や希望をもって暮らせる環境を作っていくことが重要です。

(2) 施策の基本方針

「うきは市子ども計画」に基づき、子どもが健やかに成長できる子育て環境の整備や援助を必要とする子どもや家庭への支援などに取り組みます。

今後の施策として以下のとおり推進します。

<子どもの人権問題に係る基本方針>

○人権尊重の精神のもと、大人が、次代を担う子どもの人権を尊重し、健やかに育成することを認識することが必要であるため、大人一人ひとりが「子どもの権利条約」「子ども基本法」「子ども大綱」の趣旨について理解を深めるような広報、啓発の推進

- いじめ問題について、いじめを見過ごすことは、いじめに加担することであるという視点に立ち、早期発見、早期解決、啓発の推進
- すべての子ども・若者について、個人としての意思・意見が尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないようにし、育児放棄、児童虐待、いじめ、不登校、体罰や非行の予防・解決に向け教育・保健・医療・福祉など関係機関及び団体との連携を図り、地域全体で子どもを育成する体制の整備
- 家庭・学校・保育所（園）・幼稚園・地域・行政が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという目的を共有することで連携し、各々の役割を果たしながら子どもたちに基本的な生活習慣や自立心、規範意識等がしっかりと身につくよう、心豊かに育む教育や青少年の健全育成の推進

（３）具体的な施策

ア 家庭や地域における教育

- (ア) すべての子どもが、自治協議会など地域住民との交流を通じて健全に成長できるような、青少年育成活動の推進と支援
- (イ) 子ども自身の力を伸ばし、また、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりのため、教育・保健・医療・福祉などの関係機関及び民間団体と行政が連携し、補いあう子どもの健全な成長への支援
- (ウ) 「うきは市子育てと教育を進める集い」などを通じた青少年育成の推進
- (エ) こどもの権利条約や子ども基本法、子ども大綱などの趣旨について、理解を深めるような広報・啓発の推進

イ 学校教育

- (ア) 人権教育・道徳教育の推進
 - ① 家庭・学校・地域の連携や、効果的な指導資料の活用の推進
 - ② ボランティア活動などを通じた、自然とのふれあいや人との出会いの推進
- (イ) 生徒指導の推進
 - ① 問題行動の本質を把握し適切な指導を行うため、また、行き過ぎた指導防止のための体制の確立
 - ② 人権尊重の精神及び社会の一員としての自覚の育成
 - ③ 教職員の人権尊重意識の向上に向けた研修の充実
- (ウ) 社会環境整備の推進
 - ① 家庭・学校・地域が連携した、いじめの早期発見と早期解決及び啓発の推進
 - ② 児童虐待防止のネットワークの構築、及び効果的対応の推進
 - ③ 開かれた学校づくりを図るための、家庭・学校・地域及び関係機関との連携強化
 - ④ 近隣の学校や関係諸機関と連携した地域ぐるみの支援体制の整備
 - ⑤ 相談体制・適応指導教室（*）・教職員研修・家庭及び地域啓発の充実

ウ 子育て支援

- (ア) 「子育て支援センター」の充実
- (イ) さまざまなニーズに応じた保育サービスの充実
- (ウ) 0歳期教室、幼児期の読み聞かせの集いなどの推進
- (エ) 利用しやすい相談窓口体制の整備と相談員の知識・技術の向上の推進
- (オ) 国、県、保健所やうきは市要保護児童対策地域協議会関係機関との連携強化
- (カ) こどもや若者、子育て当事者が安心して意見を述べることのできる場の設置

4 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

国連は、高齢者の「自立」・「参加」・「ケア」・「自己表現」・「尊厳」の5項目を実現するために、1991（平成3）年に「高齢者のための国連原則（*）」を定め、1999（平成11）年を「国際高齢者年」に制定しました。

我が国では、1989（平成元）年に在宅福祉対策や施設福祉対策などの主要な7つの柱を立てた「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）（*）を制定し、1994（平成6）年にゴールドプランの内容を見直した「新ゴールドプラン（*）」を、また、1995（平成7）年には「高齢社会対策基本法」を制定して高齢者施策が進められてきました。

高齢者の介護を社会全体で支える「介護保険法」が2000（平成12）年から施行され、2005（平成17）年の改正を踏まえ、介護が必要な高齢者やその家族の生活を支える仕組みとして定着しています。

2006（平成18）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」には、虐待のおそれがあると思われる段階で、市町村に通報するよう努めなければならないとされ、早期の発見と対処が図られています。

2024（令和6）年9月現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は、過去最多の3,625万人で、総人口に占める割合（高齢化率）も過去最高の29.3%となっています。我が国の総人口は減少傾向にあり、今後とも高齢化率は上昇し続けることが見込まれています。

福岡県では、1993（平成5）年度に策定された「福岡県高齢者保健福祉計画（*）」について見直しを重ね、2024（令和6）年度からは「第10次福岡県高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。

こうした状況の中で、加齢に伴い介護を要する高齢者や認知症（*）の症状のある高齢者も増加しており、介護の長期化、家族の高齢化による介護力の低下などにより、身体的虐待や心理的虐待、介護放棄などの高齢者虐待の問題が生じています。

県民意識調査において、「高齢者の人権課題に関すること」がらで、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」が55.5%で最も多くなっています。高齢者が悪徳商法や振り込め詐欺の被害に遭うケースも増加しており、高齢者の人権に関わる深刻な問題が顕在化しています。

高齢社会が進展する状況においては、高齢者が人間としての尊厳を保ち、住みなれた地域や家庭で生きがいを持って、安全で安心して快適に暮らすことが大切となります。

そのためには、すべての高齢者の人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動ができるまちづくりを進めるとともに、高齢者の相談窓口の周知及び各種高齢者施策に取り組む必要があります。

イ うきは市の取り組み

本市の高齢化率は、2014（平成26）年10月に30%を超え、2025（令和7）年4月1日現在で36.6%と高齢者が市民の3人に1人以上を占めており、今後も高くなると見込まれています。高齢化の状況としては、2004（平成16）年に後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65歳～74歳）を上回っており、2025（令和7）年4月1日現在で75歳以上の人口は5,681人、人口比率は20.9%となり、市民のおよそ5人に1人が後期高齢者と、少子化問題と相まって大きな行政課題となっています。

高齢者の保健・福祉に関する基本的な施策の方針を定め、地域における高齢者保健福祉事業に関する総合計画として、合併後、新たに「うきは市高齢者保健福祉計画」を2007（平成19）年3月に策定し、現在は2024（令和6）年3月に改訂した「うきは市第9期高齢者保健福祉計画」及び保険者である福岡県介護保険広域連合が作成した「介護保険事業計画」と相互に補完し合いながら、高齢者の総合的な保健福祉施策の展開を図ってきました。これらの計画に基づき、地域共生社会の実現を目指して、支援体制や相談体制の充実に努めながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム（*）の深化と推進を図っています。

特に、認知症高齢者対策では、認知症高齢者が尊厳をもって暮らしていけるよう、地域福祉権利擁護事業（*）や成年後見制度（*）を推進しています。

さらに、地域住民が認知症を理解し、認知症の方やその家族と適切に接することができるよう「認知症サポーター等の養成事業」に取り組んでいます。また、2012（平成24）年4月から地域包括支援センター（*）が設置され、高齢者や家族などからの各種相談の受け付けや、高齢者に対する虐待の防止と権利擁護のための事業を行っています。

一方、行政のみならず、地域においても、民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどの関係機関や関係団体との連携を図りながら、高齢者を支援しています。

ウ 課題

高齢化の進展に伴って、高齢者がいる世帯が増加し、とりわけ高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加が顕著であり、このような社会動向の中、高齢者に係る医療費や介護給付費などの大幅な増大が見込まれることから、将来にわたり持続可能な社会保障システムの構築は喫緊の課題となっています。

「市民意識調査」によると

○「高齢者の人権に関することで、問題であると思うものは何か（複数回答）」の問いに対して

「一人暮らしが多く、地域社会から孤立すること」（59.5%）

「年金が低額であったり無年金であったりして生活が困難なこと」(54.7%)

「悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を受けやすいこと」(51.1%)

「介護・福祉・医療施設や制度が不十分であること」(40.0%)

「看護や介護の面で不当な暴力や虐待を受けること」(38.1%)

このように、過半数の人が生活や経済的な問題としての孤独・困窮・詐欺などの問題をあげています。次いで多いのは介護や福祉に関する問題で約4割となっています。

これらのことから、高齢者の「人間としての尊厳」が脅かされる状況や、判断能力が十分でないことなど、認知機能の低下から財産管理の問題も心配されます。

(2) 施策の基本方針

高齢者に対して、これまではとかく弱者あるいは保護を受ける立場にあるといったとらえ方をする傾向がありました。しかし、その人なりの信条や生き方を長年積み重ねてきた高齢者は、かけがえのない知識をもった一人の人間です。今後も地域包括ケアシステムの深化と推進(地域、関係機関、民間企業などとの連携)を実現し、高齢者を地域全体で支える地域共生社会の実現を目指した体制を構築する必要があります。

今後の施策として以下のように取り組みます。

<高齢者の人権問題に係る基本方針>

- 豊かな人生経験をもつ高齢者が、その経験と知識を生かし、地域の一員として積極的に活動できる地域づくり及び住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進
- 高齢により心身機能が衰え、介護が必要になった場合にも高齢者の「人間としての尊厳」が保障されるよう教育・啓発の推進
- 高齢者福祉サービスの量と質の保障、情報の提供、利用者の権利擁護に努めるとともに、高齢者が必要なサービスを受けられる社会づくりの推進

(3) 具体的な施策

ア 住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるまちづくり

- (ア) 住宅や建物・交通などハード面の合理的配慮(*)に伴う整備推進(バリアフリー(*))
- (イ) 学校・社会教育における、あらゆる世代間交流をとおしたソフト面の充実
- (ウ) 社会的・心理的なさまざまな障壁の排除(バリアフリー)
- (エ) 地域で高齢者を見守り、支える体制の整備と高齢者の権利擁護

イ 自己決定の尊重と権利擁護

- (ア) 社会活動への参加や高齢者が自ら福祉サービスを選択するなど、高齢者が主体となったサービスの選択・利用・開発を行うことや、サービスの提供者となることを通じた、より適切なサービスを享受することを可能とするための支援
- (イ) サービスの内容が不十分な場合や自己選択・決定が困難な場合の権利の擁護
- (ウ) ひとり暮らしの高齢者などへの悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪防止
- (エ) 高齢者虐待を防止する取り組みの推進

ウ 生活の質の向上

- (ア) 保健・医療・福祉サービスを総合的・包括的に提供することによる、生活の質の維持・向上の支援
- (イ) 生涯学習の充実、就労を希望する高齢者への支援

エ 市民参加と情報提供・公開を推進

- (ア) 地域包括ケアシステムの深化と推進に伴う地域共生社会の実現に向けた、市民参加の促進
- (イ) 情報の提供や公開の推進

オ ノーマライゼーション(*)の理念の浸透

- (ア) 高齢者が尊厳をもって、地域のなかでその能力や知識、経験が生かされるような地域づくりの推進
- (イ) 教育や保健福祉施策を通じたノーマライゼーションの理念の醸成

カ 介護などに関する教育・啓発の推進

- (ア) 高齢者の介護や援助活動に関わる職員及び家族に対する高齢者の人権に関する教育・啓発の推進

5 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

国連は、1981(昭和56)年を「国際障害者年」とし、障がいのある人も人間としてかけがえのない存在であり、当たり前のように暮らせるように、社会こそが変わらなければならないと宣言し、1983(昭和58)年には「障害者のための国連10年(*)」を定めました。

さらに、「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002年)などの取組を通して、障がいのある人の人権確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。

2006(平成18)年には、障がいのある人の人権や基本的自由を守ることを目的として、障がい者の権利を実現するために国がすべきことを規定した「障害者の権利に関する条約(*)」が採択されました。

我が国では、1993(平成5)年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法(*)」に改められました。2011(平成23)年には、障害者権利条約の理念を踏まえて「障害者基本法」の改正が行われ、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが新たな目的とされました。また、2012(平成24)年には、障がいのある人に対する虐待を防止することなどを目的として「障害者虐待防止法」が施行されました。さらに、2016(平成28)年には「障害者差別解消法」が施行され、行政機関と民間事業者に「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供について明記され、2021(令和3)年の改正では、事業

者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されました。2022（令和4）年には、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加することができるよう、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ（*）・コミュニケーション施策推進法）が施行されるなど、共生社会の実現に向けて法整備が進められています。

福岡県では「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特性に配慮した支援など、7つの基本的視点を掲げた「福岡県障害者長期計画」及び障がい福祉サービスなどの見込み量や提供体制の確保策、目標などについて定めた「福岡県障害者福祉計画（第3期）」を2015（平成27）年に策定しました。

加えて、1998（平成10）年に施行した「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路、公園などのバリアフリー化を推進し、障がいのある人や高齢者が参加できる地域づくりをめざしています。

県民意識調査結果では、「障がいのある人の人権に関することがらで、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対し、全体の約6割が「働ける場所や機会が少ない」をあげており、「人々の障がいのある人に対する理解が十分でない」「就職や職場で不利な扱いを受ける」「道路の段差やエレベーターの未設置など障がいのある人の利用に支障があること（バリアフリーのまちづくりが進んでいないこと）」も、それぞれ4割以上あげられています。

このように、依然として障がいのある人を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障がいを理由に資格などが取得できない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などがなく文化・情報面の障壁、障がいのある人に対する偏見や差別意識などの心理的な障壁などが存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる要因の一つとなっています。

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

イ うきは市の取り組み

本市では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方にに基づき、障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等（*）」の社会の実現を目指しています。

このような社会の実現に向けて、本市では2006（平成18）年に「うきは市障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に努めてきました。現在は、「うきは市障がい者計画」、「第7期うきは市障がい福祉計画」、「第3期うきは市障がい児福

祉計画」に基づき、取り組みを行っています。

「障がい者計画」では、「共生社会」「完全参加と平等の社会」の実現に向けて、「保健・福祉・医療の充実」「雇用・就労の促進」「理解と交流の促進」「療育・保育・教育体制の充実」「生活環境の整備」の5つの重点項目を中心に取り組みを行っています。

また、「障がい福祉計画」においては、障がい者支援施設へ入所している、地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、障がい者の地域における生活の維持及び継続が図られるよう支援することを目標としています。

現在、うきは市社会福祉協議会が基幹相談支援センターとして地域移行支援など地域相談支援に取り組んでおり、加えて障がい者支援施設や支援団体などの社会資源の発掘や連携強化を行うために組織された「うきは市地域障がい者協議会」において、相談支援体制の充実・強化についての協議を進めています。協議会には「障がい者差別解消支援地域協議会」の機能も併せ持たせることで、差別解消に向けた取り組みも行っています。

ウ 課題

本市ではこれまで、障がいのある人の生活を支援するための医療・福祉・教育及び生活環境などの各種施策に取り組んできましたが、地域でより安心・快適な生活を送るためには、障がいのある人を取り巻くあらゆる障壁を取り除くほか、さまざまなニーズに対応していくための体制づくりが求められています。

施設や病院から地域移行を進めていくには、これまで以上に各医療機関などとの連携や協力体制を構築することが必要です。総合福祉センターや地域医療機関との連携を強化し、保健・福祉業務の充実に取り組むとともに、障がい者の在宅生活を支えるために、障がいのある人や介助者のニーズに対応できる体制の構築も必要です。

また、障がいのある人が就労の機会や活動の場を得ることは、生きがいづくりとしても重要なことです。企業などの協力理解を促し、就労の場の確保を図ることが重要です。

「市民意識調査」によると

○「どの人権問題に関心があるか（複数回答）」の問いに対して

「障がい者の人権に関する問題」（47.3%）が最も高く、うきは市民は、障がい者の人権に対して高い関心を示している。

○「障がい者の人権に関することで、問題であると思うものは何か」の問いに対して

「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」（51.3%）

「人格を否定するような差別的言動」（49.7%）

「道路や建物などのバリアフリーが不十分なこと」（49.6%）

「障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」（47.9%）

このことから、障がい者の自立と社会参加を実現するためには以下のことが課題です。

○就業機会の確保、障がい児教育の充実、権利擁護システムの整備

○「障がい者」に対する偏見や差別の意識など「心の障壁（バリア）」を取り除くための人権教育・啓発活動の充実

- 2016（平成28）年4月から施行される「障害者差別解消法」施行に基づく障がい者の視点に立った施設の整備
- 地域における保健・医療・福祉などの連携による生活支援体制の整備

（2）施策の基本方針

障がい者に対する理解を深め、偏見をなくすための啓発活動を推進するとともに、障がい者の自立支援と社会参加を可能とする環境整備を推進します。また、「障害者差別解消法」施行に伴い、社会的障壁（*）を取り除くために必要な合理的配慮が地方公共団体や企業において義務化されていることから、合理的配慮に則した対応を進めます。

「障害者基本計画」に基づき、障がい者一人ひとりに応じた個別の支援を行い、以下のとおり取り組みます。

＜障がい者の人権問題に係る基本方針＞

- 障がい者の社会参加促進と安全な暮らしの確保
- 障がい者の自立と共生の地域社会づくり
- 心の障壁（バリア）をなくすための教育・啓発体制の充実
- 社会的障壁を取り除くための合理的配慮の推進

（3）具体的な施策

ア バリアフリーなまちづくりの推進

（ア）障害者差別解消法施行に伴う、施設面でのバリアフリー化の推進と、誰もが自由に社会参加できる社会的障壁のないバリアフリーのまちづくりの推進

イ 「障がい者計画」に沿った総合的な施策の推進

- （ア）障がい者とその家族が安心して暮らせるように、当事者、家族、支援者の意見を十分に取り入れた、「うきは市障がい者計画」に基づく総合的な施策の推進
- （イ）障がいのある人とない人が具体的に接しかかわりあう中で、すべての人の尊厳が守られ、安心して暮らすことのできる社会の構築

ウ 自立と社会活動参加の促進

- （ア）障がい者の社会参加を促進するため、就労機会の拡大に努める就労支援など、障がい者雇用の場創出の推進
- （イ）人と人との関係性を再構築することにより、人生におけるさまざまな困難に直面した際に、誰もが役割を持ち、お互いが配慮して存在を認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるようなまちづくりの推進
- （ウ）障がい者やその家族を孤立させない地域づくりのため、文化、スポーツ、レクリエーションなど、障がい者の余暇活動の機会拡充
- （エ）障がい者の社会参加促進のための社会的障壁を取り除く合理的配慮の推進

エ 支援サービスの充実

- (ア) 社会福祉協議会など関係団体と連携した、カウンセラーなど専門職員の配置による困りごとの内容にかかわらない、誰でも相談できる窓口設置などのサービス体制の強化
- (イ) 地域活動支援センターをはじめとした、障がい者支援施設の拡充
- (ウ) 地域包括ケアサービスなどの活用による、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような自立支援
- (エ) 手話通訳の派遣、及び手話奉仕員の養成

オ 障がいのある幼児・児童・生徒に対する教育

- (ア) 障がいのある子どもや保護者のニーズに対応した相談体制の充実
- (イ) 障がいの状況、発達段階、特性などに応じた教育内容・方法及び指導体制の改善・充実
- (ウ) 学校教育法施行令の改定に伴う、「インクルーシブ教育(*)」の推進

カ 地域福祉権利擁護体制の推進

- (ア) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の権利擁護のため、関係機関・団体と連携した、日常生活の福祉サービスの充実と地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用の促進
- (イ) 障害者差別解消法に基づく市の対応マニュアルの作成、及び障害者差別解消支援協議会を組織することによる、障がい者差別の解消

キ 啓発

- (ア) 「障害者週間(*)」(12月3日～9日)における啓発などの推進
- (イ) 障がいに関する研修会及び講演会の定期的な実施

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

1965(昭和40)年に、外国人の人権が尊重される社会の実現に向けた、「人種差別撤廃条約」が国連で採択され、我が国は1995(平成7)年に批准しました。

近年の急速な国際化の進展により、日本に在住する外国人の数が急増している中、歴史的経緯に由来する民族的偏見や、異なる言語や宗教、生活習慣などについて相互理解が十分でないことなどから、さまざまな人権課題が発生しています。国は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動いわゆるヘイトスピーチ(*)を解消するため、2016(平成28)年に「ヘイトスピーチ解消法」を施行しました。

福岡県では、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりを進めるため、言語や文化、慣習の違いについて相互理解を育む国際理解教育(*)の促進に取り組んだり、外国

人が言語や文化の壁を越えて安心して生活できるよう、多言語での情報提供や相談対応、日本語学習の支援を行ったりしています。

県民意識調査においては、「日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権に関することがらで、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、最も多いのは「就職や職場で不利な扱いを受けること」の44.1%で、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）」と続いています。

人・物・情報が地球規模で行き交う今日、地域や職場、学校などの身近な場所で国籍や民族の異なる人々との出会いや交流が行われています。しかしながら、日本語が話せない、十分に理解できないために、必要な情報が届かず、地域や職場、学校などのなかで孤立したり、外国人であることを理由に就労差別やアパートなどへの入居拒否、結婚問題などが生じていることも考えられます。

特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりを進めるためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。そのため、あらゆる機関が連携・協力して、人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

イ うきは市の取り組み

本市の外国人登録者数は、2025（令和7）年3月末現在で、455人となっています。これまでの取り組みとして、英会話教室、韓国語教室といった国際交流事業をはじめ、外国青年招致事業による外国語指導助手（ALT）の配置を通じ、小・中学校の児童・生徒に対する語学指導及び外国の文化にふれる学習のほか、ICT教育を進め、国際理解を図るために、タブレット端末やデジタル教科書を活用してきました。

ウ 課題

国際化の進展に伴い、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は増加傾向にあり、社会による一層の国際化の進展や外国人労働者の増加に伴い、社会生活において外国人はより身近な存在となっています。

外国人と日本人が、同じ一市民として、ともに生きる開かれた地域社会を実現するためには、すべての人がお互いに多様性を受け入れ、個人の尊厳と人権を尊重していくという国際化時代にふさわしい市民の人権意識を育てていく必要があります。今後さらに歴史的経緯や異なった文化・価値観・生活習慣に対する理解を深め、相互理解を促進していくために、家庭・学校・地域などが連携・協力して外国人に関する人権教育・啓発の取り組みを積極的に推進し、人権意識を高めていくことが重要です。

(2) 施策の基本方針

外国人も、地域社会を共に構成する大切なメンバーです。お互いを知り、学び合うことは、新たな文化や豊かな市民社会を創造していくことにもつながります。

地域住民と在住外国人とが常日頃からお互いを尊重し合える多文化共生社会実現のため、また外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別意識の解消のため今後の施策として以下のとおり推進します。

<外国人の人権問題に係る基本方針>

- 国籍や人種にとらわれない人権意識づくりのための教育・啓発の推進
- 国籍、人種を問わず、すべての人が住みやすい環境づくり

(3) 具体的な施策

ア 多文化共生社会についての理念の浸透と情報などの提供

- (ア) 異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重するための、民族・文化・歴史などを正しく学習する機会の提供や啓発活動の充実
- (イ) 外国人の人権を尊重し、外国人に対する偏見や差別意識からくるヘイトスピーチなどの解消に向けた、正確な情報発信による啓発や教育の推進
- (ウ) 在住外国人へ多言語で生活及び市政情報などの提供を行うことで、外国人が安心して生活できる環境の整備

イ 学校教育

- (ア) 今後の多文化共生社会を担う児童・生徒が、国際社会の一員としての自覚を持ち、異文化理解やグローバル化への対応力を高め、多様性を尊重することができるための国際理解教育の推進
- (イ) 時代の変化に対応し、国際的な視野にたって行動することができる人材の育成

7 感染症の患者等に対する人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

H I V (*) によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ (*) と呼んでいます。

H I V は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどなく、感染したとしても、早期発見及び早期治療により日常生活を送ることが可能になりました。1988 (昭和 63) 年、世界保健機構 (WHO) (*) は、12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、H I V 感染症、エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱し、世界レベルでの取組を展開しています。

我が国においては、1999 (平成 11) 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法) が施行され、感染症の患者の人権を尊重しつつ、感染症の

予防及び医療に関する総合的な施策の推進が図られています。さらに「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定し、人権を尊重しながら正しい知識の普及啓発や教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などについて具体的な取組が示されています。

H I V感染症・エイズに関する知識は、徐々に普及してきましたが、依然として自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大やH I V感染者(*)への偏見を助長する一因となっています。若年層から中高年層においてH I V感染者は増加しており、幅広い年齢層に向けて、H I V検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

県民意識調査においては、「H I V感染者、エイズ患者の人権に関することがらで、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「感染していることを本人に無断で他人に伝えられる」の42.9%をはじめ、「感染者や患者が特別な目で見られる」、「感染していると分かった人が、退職や退学に追い込まれる」が、いずれも40%以上あげられています。

また、2020(令和2)年、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症が世界中に拡大し、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に多大な影響を与えました。そのような中、新たに出現したウイルスへの不安や恐怖、正しい情報の不足などにより、感染者とその家族、医療従事者及びエッセンシャルワーカー(*)とその家族、ワクチン未接種者に対する差別や偏見、誹謗中傷、SNSへの心ない書き込みなど、人権侵害が問題となりました。このような状況を踏まえ、2021(令和3)年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、患者などに対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられました。

感染症については、不確かな情報や知識、思い込みによる偏見や差別意識から、患者やその家族、支援者などの人権が侵害されることがないように、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及啓発や広報活動に取り組む必要があります。

イ うきは市の取り組み

H I V感染症及びエイズ問題については、感染症対策の実施主体として、北筑後保健福祉環境事務所がエイズ相談や検査などの事業を行い、国連合同エイズ計画のシンボルマークでもあるレッドリボン運動(*)にも取り組んでいます。市としては、県と協力して12月1日の世界エイズデーを中心に性感染症予防など、正しい知識の普及啓発・支援を行っています。

また、学校現場では、保健体育の授業や学級活動などにおいて、H I V感染症やエイズ教育などの性教育を実施しています。

ウ 課題

青少年に対する病気に関してだけでなく、性に関する正しい知識の習得や人権尊重の意識啓発、人権を守るための仕組みづくりが必要です。また、H I V感染者及びエイズ

患者への偏見や差別の解消に向けての啓発が重要です。

感染症については、不確かな情報や誤った知識、思い込みによる偏見や差別意識により、患者やその家族、支援者などの人権が侵害されないよう、関係機関と連携し、正しい知識と理解の普及啓発及び広報活動に取り組む必要があります。

(2) 施策の基本方針

今後の施策として以下のとおり推進します。

<感染者患者等の人権問題に係る基本方針>

- 正しい知識の普及を図るための教育・啓発の推進
- 感染者への偏見や差別を解消していくための人権教育・啓発を推進するとともに、関係機関と連携した感染者増加の予防対策の実施

(3) 具体的な施策

- ア 「福岡県感染症予防計画」に基づく性感染症予防を含めた総合的視点によるHIV感染症及びエイズに関する啓発の推進
- イ 学校におけるHIV感染症及びエイズ教育の充実のための教職員の研修内容充実、及び指導力の向上
- ウ 関係機関との連携と相談体制の充実
 - (ア) 法務局及び福岡県など関係行政機関、(財)福岡県人権啓発情報センターとの連携の強化

8 ハンセン病患者・元患者やその家族人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

ハンセン病(*)は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染しても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立しています。

我が国では、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られ、ハンセン病は恐ろしいという誤った理解が国民の間に広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からいわれのない差別や偏見の対象となりました。隔離政策は、1955(昭和30)年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、引き続き維持され、1996(平成8)年に「らい予防法(*)の廃止に関する法律」が施行され、ようやく終結することになりました。

しかし、療養所入所者の多くは、長期間隔離されていたことにより、家族や親族などとの関係を断たれ、また、社会での偏見・差別や入所者自身の高齢化などにより、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

2001（平成 13）年 5 月、ハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償を認める熊本地裁判決（*）が出され、ハンセン病問題は大きな一歩を踏み出しました。また、2009（平成 21）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行され、2019（令和元）年には、ハンセン病の元患者だけでなくその家族も名誉回復などの対象に追加するなどの改正が行われました。

県民意識調査においては、「ハンセン病患者・回復者等の人権に関することから、人権が特に尊重されていないと思うことはどのようなことですか」という設問に対しては、「地域社会での正しい知識と理解が十分でない」が 51.4%となっており、「差別的言動を受けること」、「ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難であること」が続いています。

また、この問題について「わからない」、「回答なし」と答えた人が 3 割強もあることは、注意しなければなりません。

ハンセン病療養所の入所者は、いまだに多くの方が生活・医療への不安や偏見・差別へのおそれなどから、療養所での生活を続けています。このため、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて、普及啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

イ うきは市の取り組み

本市としては、ハンセン病について 1957（昭和 32）年から全市町村長を特別会員とする福岡県ハンセン病協会に対して側面的支援を行ってきました。協会では、ハンセン病の正しい知識の普及、ハンセン病療養所入所者などに対する里帰り事業、療養所訪問交流、元患者及び家族の生活相談などの援助を行っています。

ウ 課題

○ハンセン病療養所の入所者は、未だに多くの方が生活や医療への不安や偏見・差別へのおそれなどから、療養所での生活を続けている状況です。それを改善するための取り組みとしては、以下のことなどがあげられます。

- ・社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備
- ・偏見や差別の解消に向けて、正しい情報の提供や啓発

（2）施策の基本方針

今後の施策として以下のとおり推進します。

＜ハンセン病患者・元患者やその家族の人権問題に係る基本方針＞

○ハンセン病患者や元患者に対する偏見や差別を解消し、療養所入所者の社会復帰を促進していくため、ハンセン病に対する正しい理解を深めるための教育・啓発

(3) 具体的な施策

ア ハンセン病に関する啓発の推進

イ 関係機関との連携と相談体制の充実

(ア) 法務局及び福岡県など関係行政機関、福岡県ハンセン病協会、ハンセン病療養所等関係団体、(財)福岡県人権啓発情報センターとの連携の強化

9 インターネットによる人権侵害に関する人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

インターネットの利用が普及し、総務省の令和5年版情報通信白書によると、2022(令和4)年の我が国のインターネット利用率(個人)は、84.9%に達しています。

そのような中、匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、また、ヘイトスピーチをはじめとする差別を助長・拡散する書き込みを行うなど、さまざまな人権侵害が増加しています。誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的な発言の拡散、さらにはフェイクニュースやデマによる風評被害などの影響は、個人だけでなく社会全体に広がっており、心理的なストレスや精神的被害を受ける人々が増加するなど、深刻な問題となっています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

また、子どもたちの間では、SNS(*)やメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

1999(平成11)年には、インターネットなどにおけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001(平成13)年には、インターネット上で人権を侵害するような書き込みなどに対して、被害者がプロバイダ(インターネット接続業者)などに書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)(*)」が制定されました。さらに、2014(平成26)年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ被害防止法)(*)」が制定されるなど、法整備が進められています。

県民意識調査では、関心がある人権課題として、「インターネット等による人権侵害」は前回調査から大きく増えており、障がいのある人や高齢者に関する問題に次いで3位となっています。また、「インターネットに関することがらで、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対しては、「他人を誹謗中傷する表現を掲載している」が74.7%と最も多く、「ソーシャルメディア(SNS)等で悪質・不快な書き込みをされること」、「個人情報流出などの問題が多く発生している」が続いています。

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると、誤った情報や抽象的な内容を被害者が訂正し、消し去ることは極めて困難です。さらに、匿名性、情報発信の容易さから、発言に対する責任を軽視する風潮が広がっており、真偽が定かでない情報も多く存在しています。そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個

人の責任を十分理解し、情報モラルを身に付け、情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー（*））を養う必要があります。

また、インターネットの利用者が低年齢化し、インターネット上でプライバシー侵害したり、差別を助長したりする表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題は、大人だけでなく子どもにも拡大しています。

SNSなどを介したいじめや性被害、薬物取引など、家庭や学校から見えない場所で子どもが被害者となるだけでなく、インターネットの知識やリスクが不十分であることにより、意図せず犯罪を引き起こし加害者となる可能性もあります。そのため、学校においても、児童・生徒へのメディアリテラシーの教育が重要です。

イ うきは市の取り組み

「市民意識調査」によると、「インターネットにかかわる人権問題に関することで、問題であると思うものは何ですか（複数回答）」という設問に対し、「ネット上でのいじめなどが発生していること」が 60.7%と最も多く、次いで「ネット犯罪に巻き込まれる危険があること」が 55.3%、「個人情報の流出などの問題が発生していること」が 52.8%と続いています。

その他、市の主催する講演会や研修会において、人権課題のテーマとしてインターネットを取り上げるなど、インターネットの普及に伴って新たな差別事例が発生していることや、人権侵害などの危険性についての周知啓発を行うほか、モニタリングによりインターネット上の差別的書き込みなどが行われていないかの確認を行っています。

ウ 課題

インターネットは、現代社会において欠かせないツールですが、その一方でこれを悪用した人権侵害が問題となっています。インターネット上には、匿名性や情報発信が容易であることなどから、真偽があいまいな内容の情報も多く存在しています。

そのため、市民一人ひとりが情報を読み解き、活用する力（メディアリテラシー）を養う必要があります。

また、インターネットの利用者の低年齢化により、差別を助長するような表現の書き込みは大人にとどまらず、子どもにも拡大していることから、学校における児童・生徒へのメディアリテラシーの教育が重要であり、同時に生活の拠点である家庭においても子どもが安全に安心してインターネットを利用するための教育環境を整え、個人と社会の双方がインターネットの危険性を認識して良識ある利用を進めることが必要です。

（2）施策の基本方針

今後の施策として以下のとおり推進します。

<インターネットによる人権侵害に関する人権問題に係る基本方針>

○インターネット上で被害者にも加害者にもならないための啓発の推進

- インターネットを正しく活用するための教育の推進
- 学校、家庭、行政及び関係機関と連携しての人権侵害の防止

(3) 具体的な施策

- ア インターネット利用者一人ひとりがインターネット上で人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、責任ある情報の発信の意識を向上させるため、こども、大人などあらゆる世代に対して正しい知識や認識を深めるための啓発活動の推進
- イ インターネット上の情報から、的確に必要な情報を選別・活用できる能力や適切に行動できるように、こどもから保護者を含む大人に対するインターネットやSNSの利用方法について正しい知識を広めるとともに、発言の責任を理解してもらうような啓発の推進
- ウ 差別的な書き込みなどがあつた場合に、法務局や警察などと情報共有や連携に努め、削除要請などの適切な対応の実施や、インターネットの人権侵害被害者に対する相談窓口等の設置

10 性的マイノリティの人々に対する人権問題

(1) 現状と課題

ア 情勢

性のあり方には、生物学的な性（からだの性）と自分の性をどのように認識しているかという性自認（こころの性）（*）、どのような性を好きになるかという性的指向（*）、しぐさや言葉づかいなどから見る社会的な性別を表す性表現などの要素があり、性自認や性的指向は、人の数だけバリエーションがあります。女性が女性を好きになることや、男性が男性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とこころの性が一致しない人が、周囲のこころない批判にさらされたりするなど、学校生活や社会生活及び地域の中で、性自認や性的指向を理由とした偏見や差別があります。

性自認や性的指向は、趣味や嗜好の問題ではなく、また、本人の意思によって選択するものでもありませんが、性のあり方への理解不足から生まれる偏見や差別により、多くの当事者が生きづらさを感じています。また、本人の了解なく第三者に暴露する「アウトティング」も問題となっています。

国連は、2008（平成20）年に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014（平成26）年には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

我が国では、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法

律(*)」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

2015(平成27)年、東京の渋谷区と世田谷区で「パートナーシップ宣誓制度(*)」が導入され、その後、他の自治体にもパートナーシップ制度導入の動きが広がっています。

また、2016(平成28)年には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシュアル・ハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に対して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。さらに、2020(令和2)年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、性的指向や性自認に関する侮辱的言動やアウティングなどの行為に対して、企業に防止策を講じることを義務付けました。

2025(令和7)年現在、同性のカップルなどの結婚が認められないのは憲法に違反するとして国に賠償を求める集団訴訟が全国5か所で起こされ、いずれも憲法違反であるとの高裁判決が出されています。

このように、性的少数者の人権に関する、さまざまな動きがあります。

福岡県においては、性的少数者への理解の促進を図るためのガイドブックの作成や特別展や県民講座など、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行っています。さらに、2022(令和4)年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

性のあり方が多様であることについては、認知が進んでいるものの、県民意識調査では、性的少数者の人権課題に関して、3割以上の人が「わからない」や「回答なし」としており、理解が十分とは言えない状態です。

各種調査によると、人口の3~10%が性的少数者と考えられています。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、伝えることができない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気づいていない人も少なくありません。

性的指向や性自認に関する人権課題は、性的少数者だけの問題ではなく、すべての人に関係する問題であることから、近年では性的指向(Sexual セクシュアル Orientation オリエンテーション)と性自認(Gender ジェンダーIdentity アイデンティティ)をさす「SOGI(ソジ)(*)」という言葉が浸透してきています。性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が認識し、理解を深め、すべての人の性的指向と性自認を尊重するための啓発が必要です。

学校においても、性的少数者である児童・生徒に配慮する取組が進められていますが、児童・生徒や教職員、保護者の性的少数者に対する理解は十分とはいえない現状があります。さらに、児童・生徒の性的指向や性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

イ うきは市の取り組み

本市では、2022(令和4)年4月1日から施行された「福岡県パートナーシップ宣誓

制度」の趣旨に賛同し、市として提供可能な行政サービスの情報提供に取り組むとともに、関係部署と連携して性的マイノリティ問題に関する講演会を開催するなど、情報の周知及び啓発活動に努めています。

ウ 課題

若年層の関心が高い反面、高年齢層においては関心が低くなっています。市民意識調査においても、性的マイノリティの人々に対する理解や配慮が不足している（44.1%）ことが問題の根幹にあり、理解不足による偏見が差別的な言動などにつながっていると考えられます。

（２）施策の基本方針

今後の施策として以下のとおり推進します。

<性的マイノリティの人々に対する人権問題に係る基本方針>

- 正しい知識の普及を図るための教育の推進
- 関係団体等と連携した啓発の推進
- 当事者をはじめとした誰もが安心して生活できる環境づくりの推進

（３）具体的な施策

- ア 性的マイノリティの人々に対する適切な理解の促進と、いじめや差別を許さない人権教育の推進
- イ 多様な性のありかたに対する理解を深めるとともに、社会全体で受け入れて尊重し、当事者に対する偏見や差別などの人権侵害を防止するため、関係機関と連携した啓発の推進
- ウ パートナーシップ宣誓制度導入など、当事者をはじめとした誰もが安心して社会生活を過ごすことができるような配慮や整備に努め、適切な支援を行う

1 1 さまざまな人権問題

その他の人権問題

前項までの分野のほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人及びその家族、犯罪被害者やその家族、北朝鮮当局による拉致被害問題、生活困窮者、災害被害者などさまざまな人たちの人権に係る問題があります。

このような問題の中には、市だけで解決することが難しいものもあり、国・県の動向も把握しながら対応していく必要があります。

第4章 基本計画の推進体制

1 全庁的な体制による推進

本市が実施するすべての行政施策は「日本国憲法」の基本理念である平和主義、国民主権、基本的人権の尊重という普遍的視点を基本として実施しています。よって、すべての行政施策は「人権行政」であり、「人権行政」は市の施策の根幹であるという理念のもと推進します。

また、人権問題には、各分野に横断的に関係するものがあり、各人権課題を管轄する課にとどまらず、さまざまな課（局・室）が連携して対応しなければなりません。

そのため、各課が実施している事業に関する人権課題を共有することで、全庁的な推進体制による人権行政を推進します。

2 行政職員及び教職員に対する人権研修

人権教育・啓発に関する施策を推進するにあたっては、施策の実施者である行政職員及び教職員が正しく人権尊重の理念を理解し、行動することが不可欠です。「自分の仕事を通じて、どうすれば人権問題を解決できるのか。」ということを考える積極的な職員を養成していくために人権問題について学ぶことは、行政職員および教職員の責務です。

したがって、すべての行政職員及び教職員に対しより効果的な研修を行うため、研修プログラムや研修教材の充実を図り、体系的な人権研修とともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

3 人権関係機関・団体とのネットワークの構築

市、市教育委員会、うきは市人権・同和教育研究協議会など、人権関係団体とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催、人材・施設の相互活用などを図り、啓発、研修、研究、相談などの効率的な推進を図ります。

また、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施していくために、幼稚園、保育所（園）、小・中学校、高等学校の教育機関、自治協議会、社会教育施設及び社会教育集会所や社会福祉施設をはじめ、法務局・人権擁護委員（*）などとの連携を推進します。

用語解説

ア 行

アクセシビリティ

「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障がいのある人をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン(*)」の考え方です。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

あらゆる種類の人種差別を非難し、その撤廃と人種間の理解促進を目的とする国際条約です。1960（昭和 35）年頃にヨーロッパでおきた反ユダヤ主義を煽る事件が頻繁に発生することを契機に、国連人権委員会が起草、1965（昭和 40）年国連総会で採択、1969（昭和 44）年に発効しました。「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先」による差別を対象としており、あらゆる人種差別を根絶するため、当事国に対して、必要とされる措置を義務付けています。

また、この条約の実施確保のために、国連内の監督機関として「人種差別撤廃委員会」が設置されています。

現在の締約国は 182 か国となっています。日本は、1995（平成 7）年にようやく、この条約の 146 番目の締約国となりました。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

この法律は、育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めています。これによって、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としています。育児・介護を行う労働者が、職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮し充実した職業生活を営むことができること、育児または介護について、家族の一員として役割を果たせることを基本理念としています。

インクルーシブ教育

障がいの有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育。国連の「障害者権利条約」の批准に向けて国内の法整備が進む中、改正障害者基本法でインクルーシブ教育の理念が盛り込まれました。

ウィーン宣言及び行動計画

人権の国際的な普遍性や貧困を克服する権利、発展の権利が人権の不可分の部分であることを確認し、国連活動における人権活動の強化策として、人権高等弁務官の設置等を決めた

もので、1993（平成5）年にウィーンで開催された第2回世界人権会議で採択されました。

エイズ

後天性免疫不全症候群のことで、H I Vに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症するさまざまな病気（症候群）の総称をいいます。

H I V

ヒト免疫不全ウイルス（H u m a n I m m u n o d e f i c i e n c y V i r u s）の略語です。H I Vは、感染者の血液、精液、膿分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染などの血液感染によって感染する。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、エイズ（後天性免疫不全症候群）の発症までには、数年から10年以上かかると言われており、近年では医学の進歩により、エイズの発症を抑える薬が開発されています。

H I V感染者

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症していない状態の人をいい、H I Vによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズと呼んでいます。

H I Vに感染しても潜伏期間が長く、感染力は弱く感染経路も限られているため感染予防は確実にできるものです。

S N S

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（S o c i a l N e t w o r k i n g S e r v i c e）の略称で、インターネット上で、大勢の人々が情報を互いに送受信できる場を提供するサービスです。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのことで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスです。

S D G s（持続可能な開発目標）

S u s t a i n a b l e D e v e l o p m e n t G o a l sの略称で、持続可能な開発目標と訳されます。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、さまざまな課題に取り組むため、17の国際目標とその下に169のターゲット及び232の指標が決められています。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指し

ます。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

エッセンシャルワーカー

人々の生活を支えるために必要不可欠な職種に従事する労働者のことを指し、「生活必須職従事者」とも呼ばれています。医療や福祉、第一次産業や行政、物流や小売業など、いかなる状況下でも必要とされる社会生活を支える職種に従事する人で、厚生労働省はエッセンシャルワーカーを「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」としています。

カ 行

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方です。障がいのある人が社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味します。

熊本地裁判決

「遅くとも 1960（昭和 35）年以降においてハンセン病は隔離政策を用いなければならない特別の疾患ではなくなり、すべての入所者及び患者について、隔離の必要性が失われた。厚生省としてはこの時点で隔離政策の抜本的な変換をする必要があったが、らい予防法廃止までこれを怠っており、厚生大臣の職務行為に国家賠償上の違法性及び過失があると認めるのが相当である。」「隔離規定は 1960（昭和 35）年には合理性の根拠を全く欠いており、違法性が明白になった。1965（昭和 40）年以降に隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法上の不作為につき、国家賠償上の違法性及び過失があると認めるのが相当である。」というものです。

公正採用選考人権啓発推進員（制度）

職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、企業内の適正な採用選考システムの確立等に関し、中心的役割を果たすために設置された制度です。

合理的配慮

障がいの有無は関係なく、すべての人が平等であるということを基本とし、人権と基本的な自由を当たり前に行使できるように、環境の変更や調整といった配慮をすることです。「障害者差別解消法」において、市町村などの行政機関や事業者は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が義務付けられています。

高齢者のための国連原則

高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の実現を目指して、1991年（平

成3年)に第46回国連総会で採択された原則です。

高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の9、老人保健法第46条の19及び介護保険法第118条に基づき、活力ある高齢社会の実現に向けて、高齢者が安心して介護サービスを利用することができる社会基盤の整備や介護予防、生きがいづくりなど、総合的な保健福祉サービス供給体制の整備を、広域的な見地から推進するために策定した、5か年を期間とする県の計画です。

高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）

平成元年に策定された「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の事で、高齢者の保健福祉サービスの充実を図るため、在宅福祉・施設福祉事業の整備・推進をしていましたが、平成6年、さらなる整備目標の引き上げなどを見直した「新ゴールドプラン(*)」が策定されました。

国際障害者年

1981年(昭和56年)、国連が、障がいのある人の完全参加と平等をめざす契機となるよう提唱した年です。1975年(昭和50年)年に「障害者の権利宣言」を採択したことに次ぎ、これらを単なる理念としてではなく社会において実現するという意図のもと、1976年(昭和51年)に第31回国連総会で採択されました。

国際人権規約

世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持つよう条約化したもので、1966(昭和41)年12月に国連総会で採択された条約です。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称で、日本はA規約・B規約について、1979(昭和54)年6月に批准しています。

国際年

特定のテーマに関して、その重要性の周知や課題の解決などに、国連が重点的に取り組むことを設定する年です。さまざまなキャンペーンや関連事業が展開され、世界的な取り組みの大きな契機となります。

国際婦人年

1975(昭和50)年、女性の地位向上を目指す契機となるよう提唱した年です。

国際理解教育

世界の諸国民が国を超えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力し、世界の平和を実現することを理念とした教育です。

国際連合

国際連合は、世界の平和と経済・社会の発展のために協力することを誓った独立国が集まってできた機関です。国連は、1945（昭和 20）年 10 月 24 日に正式に発足しましたが、そのときの加盟国は 51 か国でした。今では加盟国の数は 193 か国に増えています。国連には次の 4 つの重要な目的があります。

- ・全世界の平和を守ること
- ・各国の間の友好関係を作り上げること
- ・貧しい人々の生活条件を向上させ、飢えと病気と読み書きのできない状態を克服し、お互いの権利と自由の尊重を働きかけるように、共同で努力すること
- ・各国がこれらの目的を達成するのを助けるための話し合いの場となること

国連憲章

国連憲章は、各加盟国の権利と義務、そして、加盟国が自ら設定した目標を達成するために何をすべきかを説明する、一連の指標となっています。ある国が国連に加盟するということは、憲章の目的と原則を受け入れるということです。1945（昭和 20）年 6 月 26 日、50 か国の代表は、サンフランシスコで国連憲章に調印しました。

サ 行

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）

2014（平成 26）年 11 月 19 日に参議院本会議で可決・成立した、嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開する「リベンジポルノ（*）」を罰する法律です。「私事性的画像記録」「私事性的画像記録物」を提供する等の行為に対して懲役または罰金が課されます。

児童虐待の防止等に関する法律

日本には元々、1947（昭和 22）年に制定された「児童福祉法」に児童虐待についての規定がありました。しかし、環境の変化に伴い、児童虐待が深刻化しているのを受け、2000（平成 12）年に施行されました。この法律で児童虐待とは、18 歳に満たない子どもに対して次のような行為をすることと定めています。

「身体的虐待」殴る、けるなど、子どもの身体に加えられる行為。

「性的虐待」子どもに性的な行為を強要すること。

「ネグレクト」食事を与えないなど、養育の拒否、怠慢。

「心理的虐待」言葉による暴力や無視など、心を傷つける行為。

これらの虐待を早期に発見しやすい立場にある、学校の教職員や児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士などに、早期発見の努力義務が課せられました。

児童憲章

すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から子どもの権利を確認し、日本国憲法の精神に従い 12 の条文構成からなる、1951 年（昭和 26 年）の子どもの日に制定された憲章です。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された条約です。18歳未満のすべての者を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定しています。わが国は1944（平成6）年に批准しました。

児童福祉法

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律です。

関連相談機関の1つである児童相談所（第12条）や被害者を居住させ保護する施設一つとして考えられている母子生活支援施設（第38条）について、規定されています。

社会的障壁

「障害者差別解消法」では障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとしています。

障害者基本法

1970（昭和45）年5月に施行された「心身障害者対策基本法」は、1993（平成5）年12月に改正され、名称も「障害者基本法」となりました。この法律は、障がい者のための施策の基本となる事項を定めています。そして、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としています。

また、2004（平成16）年「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立しました。改正案では、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが追加され、さらに2011（平成23）年の改正では、障がい者の定義の拡大と、合理的配慮の概念が導入されました。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2011年（平成23年）に成立し、2012年（平成24年）10月1日から施行された法律です。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。

障害者週間

障害者週間は、2004（平成16）年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の障害者の日（12月9日）に代わるものとして設定されました。

期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間で、この期間を中心に、国、地方公共

団体、関係団体等においては、さまざまな意識啓発に係る取組みを展開しています。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006（平成18）年12月に国連総会で採択された条約です。障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。日本は、2014（平成26）年1月に批准している。

障害者のための国連10年

障がい者の「完全参加と平等」のために、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）を障害者のための国連10年とし、障がい者が社会生活に完全に参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現をめざしました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

2013年（平成25年）に成立し、2016年（平成28年）4月1日から施行された法律です。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

この法律により障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と障がい者への合理的配慮を行うことが求められています。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

1979（昭和54）年12月に国連総会で採択された条約です。男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対する差別の撤廃について包括的に規定しています。日本は1985（昭和60）年に批准しました。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、2015（平成27）年8月に制定された。

新型コロナウイルス（COVIT※コビット-19）感染症

発熱、のどの痛み、咳等の主な症状の他、だるさや筋肉痛などの全身症状を引き起こすウイルスです。現在は、重症化を防ぐためのワクチンが開発され、普及していますが、高齢者や基礎疾患のある人等は重症化する場合があります。2019（令和元）年から、世界中で流行が拡大しました。日本でも感染が広がり、政府が緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出自粛が呼びかけられました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権教育及び人権啓発に関する基本法的な性格をもつ法律で、2000年（平成12年）12月6日に公布・施行されました。この法律では、国及び地方公共団体として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が、また、国民として人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努める責務があると定められています。

人権教育のための国連10年

1994（平成6）年12月の国連総会において、1995（平成7）年～2004（平成16）年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国にさまざまな活動を行うことを提唱しています。

これを受けて日本では、1997（平成9）年7月に、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が、同推進本部（本部長：内閣総理大臣）より出されました。

人権週間

国連は1948（昭和23）年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念して、12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。日本では12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及・高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画

「国連10年」は、1994（平成6）年12月に第49回国連総会で採択されましたが、その前年にユネスコはカナダのモントリオールで「人権と民主主義のための教育に関する国際会議」を開催しています。また、国連はオーストリアのウィーンで世界人権会議を開催しています。これら2つの国際会議で採択された「宣言」や「行動計画」の中に、人権教育の重要性や「国連10年」に取り組む必要性が盛り込まれました。

なかでもモントリオールで採択された「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」は、人権教育を世界的に推進していくことの必要性を極めて説得的に盛り込んだものです。

人権問題の共通課題

当市では人権問題の構造として「異花同根」という考え方で市民啓発を行っています。部落差別（同和問題）や障がい者問題、子ども問題、高齢者問題などの目に見えている個別課題だけを解決しようとしても、その根底にある共通課題をなくしていかないと人権問題の解決にはつながらないと考えており、その共通課題とは排除と支配であるという視点で啓発を展開しています。

人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間の人たちで、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図り、人

権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたものです。法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査・救済活動を通じて処理、人権相談、人権啓発活動を行っています。

新・高齢者保健福祉推進 10 か年戦略（新ゴールドプラン）

1994（平成6）年12月に大蔵・厚生・自治の3大臣の合意により策定された「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」の事です。平成元年に策定された「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」に示された高齢者の保健福祉サービスの基盤整備目標が、全体的に不足していることが明らかになったことなどを踏まえて、ヘルパー数や施設数などの目標水準を一部修正、また、認知性老人対策の強化などを加えました。

性自認（Gender Identity）

自分の性別をどのように認識しているのかという概念のことで、「こころの性」と呼ばれることもあります。

性的指向（Sexual Orientation）

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

性的少数者

性的少数者とは、セクシュアル・マイノリティと同義であり、同性愛や性別に違和感を覚える人々や性同一性障がいなど、性的指向や性自認等に関するありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを言います。

「人は異性を愛するのが当然だ」とか「心と体の性別が違うことなどありえない、性別は男と女しかない」としている社会からみて少数者という意味です。

2003（平成15）年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件を満たせば、家庭裁判所の審判によって戸籍上の性別を変更できるようになりましたが、行政文書の性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務・医療の受診などさまざまな問題が指摘されています。

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシャル（異性も同性も好きになることがある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）、クエスチョニング（性的指向や性自認がはっきりしない、わからない人）の頭文字をとった言葉であるLGBTQは、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつとして使われることがあります。

性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律

2004（平成16）年7月施行された法律です。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（1. 20歳以上であること。2. 現に婚姻をしていないこと。3. 現

に未成年の子がいないこと。4. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。5. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっています。

成年後見制度

判断能力が不十分な認知性高齢者、知的障がいのある方などは、財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあうおそれがあります。このような人を保護し支援する目的で、民法を改正し、2000（平成12）年4月スタートした制度で、本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、財産管理等に関する契約等の法律行為全般にかかわる後见人・補佐人・補助人が選任される制度です。

世界人権会議

世界人権宣言45周年を契機に、1993（平成5）年の国連がウィーンで開催した会議です。冷戦が終わり新しい国際秩序が模索される中で、すべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調しました。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月10日、第3回国連総会で、すべての人民とすべての国が達成すべき人権の共通基準として採択した宣言です。

第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、お互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とあります。

この宣言は、その後の各国憲法や地域人権条約にも多くの影響を与え、わが国も1951年（昭和26年）の平和条約文で、この宣言の目的実現のため努力する意思を明らかにしました。

12月10日は世界人権デーとされ、わが国はこの日に先立つ一週間を人権週間として、色々な記念行事を催しています。

世界保健機構（WHO）

「World Health Organization」の略。国際社会の人々が最高水準の健康を維持する事を目的とした、国際連合の専門機関の一つ。本部はスイスのジュネーブにあります。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言葉や行為、または性的な意図を持つ言動によって、不快な思いをさせたり、嫌がらせをしたりすることです。性的な言動とは、性的な関心や欲求に基づくものをいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます。主に職場や学校、公共の場などで発生しやすいといわれます。

SOGI (ソジ)

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をまとめた言葉です。性的指向と性自認は誰もがもっているもので、すべての人の性のあり方にかかわる概念を指します。

タ 行

男女共同参画基本計画

1999 (平成 11) 年に制定された男女共同参画社会基本法に基づき、2000 (平成 12) 年に策定されました。2005 (平成 17) 年度末までを計画期間とした、男女共同参画 2000 年プランに代わる新たな国内行動計画です。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会をいいます。

男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女がともに責任を担うべき社会を実現させるため、日本では、1999 (平成 11) 年に制定されました。この法律に基づき 2000 (平成 12) 年に閣議決定された「男女共同参画基本計画」では、長期的な政策の方向を明示し、具体的な施策を示しました。

男女共同参画 2000 年プラン

「男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年 (西暦 2000 年) 度までの国内行動計画」の副題が付きます。重点目標として、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、女性に対するあらゆる暴力の根絶、メディアにおける女性の人権尊重、生涯を通じた女性の健康支援を新たに掲げ、ポジティブ・アクション (積極的行動) の検討・奨励、セクシュアル・ハラスメントの防止対策、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。) などが盛り込まれ、推進のための基本法の検討など、2000 年までに取り組むべき施策がまとめられています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

1972 (昭和 47) 年 7 月 1 日公布された法律で、憲法第 14 条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律で、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念として掲げています。

1985（昭和 60）年 5 月成立の男女雇用機会均等法は、女子差別撤廃条約批准に向けて制定されたものであり、1997（平成 9）年の改正〔1999（平成 11）年 4 月施行〕によってはじめて、雇用の場における男女平等を確保する法律としてスタートしたといわれています。改正前と対照してしばしば「改正均等法」とよばれています。

主な改正点は、これまでの努力目標とされていた募集・採用、配置・昇進についての女性に対する差別が禁止され、また女性のみでの募集・女性優遇も原則禁止、違反に対し企業名公表という制裁制度が加えられたこと、調停開始にあたって「相手の同意」が必要でなくなったこと、ポジティブ・アクション（積極的行動）の導入、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の配慮義務が加えられたこと、妊娠・出産に関する保護が強化されたことなどです。

しかしながら、職場のセクハラ被害は跡を絶たず、男性に対する差別も新たな問題として浮上してきたため、2006（平成 18）年に大幅な改正〔2007（平成 19）年 4 月施行〕が行われました。

この改正で男女双方に対する差別の禁止や間接差別の禁止などが盛り込まれ、差別禁止が強化されました。しかし男女双方で非正規雇用化が進み、とりわけ女性の就労環境は、パート労働など不安定な状況が一層深刻になっています。

地域改善対策協議会意見具申（地対協意見具申）

同和行政について、政府に対し意見を具申するため設置された総務庁の附属機関として 1982（昭和 57）年に設置され、1996（平成 8）年 5 月には、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行いました。

「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決することは国際的な責務である」としています。特別対策により生活改善を始めとする物的な面での格差は大きく改善されましたが、差別意識は結婚問題を中心に根強く残っており、人権侵害が生じている状況もみられるので、今後は差別の解消に向けた教育・啓発の推進を中心とした取組みが重要であると提言しています。

地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分で権利侵害を受けやすい人（認知性高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の権利を擁護するため、日常生活上の手続きや福祉サービスの適切な利用のために必要な援助、また安心して自立した生活が送れるように日常的金銭管理サービス等を提供する事業をいいます。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のことで。

この体制の実現のためには、自助（介護予防への取り組みや健康寿命を伸ばすなどの自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしを支え合い）、共助（介護保険・医療保険

サービスなどの利用)、公助(生活困窮者への対策として生活保護支給などを行う行政サービス)という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・町内会・自治体・ボランティアなどが一体となって地域全体で取り組むことが求められています。

地域包括支援センター

2006(平成18)年4月、介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、保健、福祉、医療の分野で総合的に支援していく機関として設置されました。

デートDV

恋人との間で生じる暴力のことをいいます。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、暴力をふるう理由も原因も同じです。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあります。

適応指導教室(キーノート)

県や市町村教育委員会が設置した学校外にある不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するための施設です。カウンセリング、学習・体験活動、集団生活への適応指導等を組織的、計画的に行っています。

同和对策事業特別措置法(特別措置法)

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、農業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969(昭和44)年に制定されました。

なお、この法律は、当初10年間の時限立法でしたが3年間延長されました。その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、2002(平成14)年3月まで同和对策事業が実施されました。

同和对策審議会答申(同対審答申)

1961(昭和36)年、総理府に同和对策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方針」について諮問を受け、1965(昭和40)年に審議した結果をまとめた答申が出されました。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

同和问题啓発強調月間

同和問題の真の解決をめざして、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において1981(昭和56)年に設定した7月の1カ月間をさします。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（事実婚を含む）や配偶者であった者、恋人やパートナーなど、親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力的行為や心身に有害な影響を及ぼす言動をさします（※DV被害者は、必ずしも女性だけではなく、男性も被害者になりえます）。

ナ 行 認知症

さまざまな原因で脳細胞が減少、働きが低下することにより、日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能や認知機能が低下した状態になることです。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、すべての人が人間として通常の生活を送るために、ともに暮らし、ともに生きていけるような社会こそが正常な社会であるという考え方です。

ハ 行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）

これまで「家庭内のこと」と見過ごされてきた、夫やパートナーからの暴力を防止し、被害者を保護するため、2001年4月に制定され、「法は家庭内に入らず」という従来からの社会通念を打ち破り、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、2004年と2007年の2度にわたり、被害者保護の充実を図るため法改定が行われました。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）を除去していくという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁をいうことが多いですが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁という意味でも用いられます。

一般に「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化情報面のバリア」「意識上のバリア」の4つのバリアがあるといわれています。

ハラスメント

「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為を指し、属性や人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけることをいいます。「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」「パワー・ハラスメント（パワハラ）」の他、言葉や態度によって相手を精神

的に追いつめる「モラル・ハラスメント（モラハラ）」、妊娠や出産をしたことで嫌がらせをしたり、異動、降格や自主退職の強要・雇止めを行なったりするなど不当な扱いを行う「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」などがあります。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。暴行や脅迫、仲間外しなどの行為のほか、能力を超えたり程度の低い業務の強制、私的なことへの過度な立ち入りなど、具体的に六つに類型化しています。「上司から部下」だけでなく、「同僚間」や「部下から上司」の間にも起こりえます。

ハンセン病

1873（明治 6）年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症です。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治します。かつては、「らい病」と呼ばれていましたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれています。

パートナーシップ宣誓制度

双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを自治体に宣誓し、自治体が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度のことです。宣誓することで、双方又は一方が性的少数者のカップルが、県営・町営住宅への入居申込など、一部の行政サービスが利用できるようになります。福岡県では、令和 4 年 4 月 1 日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

福岡県青少年健全育成総合計画

福岡県の青少年健全育成のための広範多岐にわたる青少年関連施策を体系づけ、施策推進の基本方針を明らかにした、1992（平成 4）年に策定した総合的な計画です。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

2016（平成 28）年に施行された法律で、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものとの認識のもと、これを解消することが重要な課題であるとし、国民一人ひとりの理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としています。相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

また、国会において、「教育・啓発により新たな差別を生むことがないよう留意すること」等の附帯決議が付されています。

ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のことをいいます。

例えば、特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく一律に排除・排斥することをあおり立てるものや、危害を加えようとするもの、著しく見下すような内容のものがあります。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

2016（平成28）年に施行された法律です。本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることを鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、国の責務を明らかにすると共に、基本施策として、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動の推進について定めています。

マ 行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者57や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者をいいます。

また、民生委員は児童及び妊産婦等の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員を兼務します。

メディアリテラシー

情報を識別・評価する能力、情報を処理する能力のことで、情報が流通する媒体を使いこなす能力のことをいいます。

ヤ 行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものことをいいます。学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしていることがある。場合によっては虐待やネグレクトなど、こどもの人権侵害と重複する場合があります。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されています。1. 誰にでも使用でき入手可能（公平性）、2. 柔軟 に使用できる（自由度）、3. 使い方が容易にわかる（単純性）、4. 使い手

に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、5．間違えても重大な結果にならない（安全性）、6．少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、7．アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

ラ 行

らい予防法

「癩予防法」は、1931（昭和 6）年に施行されました。この法律により、ハンセン病患者は国立療養所に強制的に入所させられ、外出を制限されるなど厳しい生活を強いられました。その後、1953（昭和 28）年に「らい予防法」に改正されましたが、1996（平成 8）年に廃止されています。

リベンジポルノ

別れた配偶者や恋人に対する嫌がらせ行為の一種で、撮影又は相手からもらうなどして所持していた相手のプライベートな写真や動画を、不特定多数の人が閲覧できる状態でインターネット上に公開することをいいます。報復や仕返しを意味するリベンジと、ポルノグラフィーを組み合わせた造語です。

レッドリボン運動

身に付けることでエイズに関して偏見を持たない、エイズとともに生きる人々を差別しないという理解と支援の意思表示運動のことをいいます。

ワ 行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをいいます。

世界人権宣言

1948（昭和21）年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることは

ない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行なわなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年11月29日制定

2000（平成12）年12月6日施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

《衆議院法務委員会における附帯決議》

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

《参議院法務委員会における附帯決議》

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013（平成25）年6月19日制定

2016（平成28）年4月 1日施行

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- （2）社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- （3）行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- （4）国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

（1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

（2）学識経験者

（3）その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第8条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第9条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

2021（令和3）年5月28日制定

2021（令和3）年6月 4日施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部を次のように改正する。この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第3条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第6条第2項中第4号を5号とし、第三号の次に次の一号を加える。

(4) 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

第8条第2項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第14条中「できるよう」の下に「人材の育成及び確保のための措置その他の」を加える。

第16条に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成28）年5月24日制定

2016（平成28）年6月 3日施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月 9日制定

2016（平成28）年12月16日施行

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

うきは市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

2005（平成17）年3月20日条例第135号

改正2019（平成31）年3月20日条例第8号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保護し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神、部落差別のない社会の実現をめざす部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等にとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の課題）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

（市の施策の推進）

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ調査等を行うものとする。

（相談体制の充実）

第5条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

（教育及び啓発活動の充実）

第6条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と連携の上、人権教育及び人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

第3次うきは市人権教育・啓発基本計画

2026（令和8）年3月発行

発行 福岡県うきは市

人権・同和対策室

〒839-1393 うきは市吉井町新治316

電話 0943-75-4984（直通）

FAX 0943-75-3114